

平成29年度

概要・事業所運営計画書



【小規模多機能型居宅介護事業所西会津しょうぶ苑】

耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3229番地1

T e l 0 2 4 1 - 4 8 - 1 1 0 1

F a x 0 2 4 1 - 4 8 - 1 1 5 0

◎グループホーム西会津しょうぶ苑 桐

T e l 0 2 4 1 - 4 8 - 1 1 0 2

◎グループホーム西会津しょうぶ苑 おとめゆり

T e l 0 2 4 1 - 4 8 - 1 1 0 3

【特別養護老人ホームいちょうの木】

河沼郡湯川村大字佐野目字佐野北43番

T e l 0 2 4 1 - 2 7 - 8 3 3 8

F a x 0 2 4 1 - 2 7 - 5 6 6 8

【特別養護老人ホームけいわ苑】

喜多方市塩川町字下前田21番

T e l 0 2 4 1 - 2 7 - 5 3 1 1

F a x 0 2 4 1 - 2 8 - 0 0 1 5

【東町のびやか保育園】

喜多方市字石田4041-2

T e l 0 2 4 1 - 2 1 - 1 3 0 3

F a x 0 2 4 1 - 2 3 - 0 0 7 7

【東町さつき保育園】

喜多方市字長面3069-1

T e l 0 2 4 1 - 2 1 - 8 1 0 1

F a x 0 2 4 1 - 2 3 - 0 5 7 5

【ひめさゆり保育園】

喜多方市熱塩加納町山田字堂ノ下

T e l 0 2 4 1 - 2 8 - 5 5 1 0

堰東甲1694-1

F a x 0 2 4 1 - 3 6 - 3 6 5 5

【塩川のびやか保育園】

喜多方市塩川町字古戸城451番3

T e l 0 2 4 1 - 2 8 - 1 1 5 0

F a x 0 2 4 1 - 2 7 - 5 2 5 0

【障がい福祉サービス事業所 Mamiya つどいの家】

会津若松市真宮新町北2丁目51番地

T e l 0 2 4 2 - 5 9 - 1 9 0 0

F a x 0 2 4 2 - 5 9 - 1 9 0 1

【障がい福祉サービス事業所 Mamiya プリムローズ】

会津若松市真宮新町北2丁目50番地

T e l 0 2 4 2 - 3 6 - 7 8 0 1

F a x 0 2 4 2 - 3 6 - 7 8 0 3

◎障がい相談支援事業所 Mamiya プリムローズ

T e l 0 2 4 2 - 3 6 - 7 8 0 2

【障がい福祉サービス事業所 エーコード】

(Mamiya プリムローズ従たる事業所)

喜多方市字町田8269-2 LSSビルディング1階

T e l 0 2 4 1 - 2 3 - 7 3 3 3

F a x 0 2 4 1 - 2 3 - 7 6 2 4

◎セレクトショップ&ギャラリー エーコード T e l 0 2 4 1 - 2 3 - 7 3 3 3

1. 特別養護老人ホームしょうぶ苑（従来型）

〔指定介護老人福祉施設〕〔指定短期入所生活介護事業所〕

- (1) 所在地…………… ㊦966-0005 福島県喜多方市岩月町大都字菖蒲沢3610-1
(2) 敷地面積…………… 52,604.36 m²（デイサービス、在宅介護支援センター敷地を含む）
(3) 施設の目的……… 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームで、65歳以上の身体又は精神上に障害がある高齢者を家庭に代わって生活の介護と機能回復訓練を行い、ゆとりと安らぎのある老後生活ができるための援助をする長期入所施設

(4) 職員構成

- | | | | |
|---------------|---------|------------|----|
| ・施設長…………… | 1名 | ・総務部長…………… | 1名 |
| ・管理栄養士…………… | 1名 | ・総務部員…………… | 8名 |
| ・用務員・宿直員…………… | 3名 | ・調理員（委託） | |
| ・医師（嘱託）…………… | 2名（非常勤） | | |
- 計16名 ※特別養護老人ホームしょうぶ苑（ユニット型）を兼務

- | | | | |
|------------|-----|---------------|----|
| ・介護職員…………… | 24名 | ・生活相談員…………… | 1名 |
| ・看護職員…………… | 5名 | ・機能訓練指導員…………… | 1名 |
| ・清掃員…………… | 1名 | | |
- 計32名

(5) 協力市町村…………… 喜多方市、北塩原村

(6) 協力病院…………… 医療法人社団日新会 入澤病院

(7) 従来型（多床型）

- ① 建物構造…………… 鉄筋コンクリート平屋建
② 延床面積…………… 3934.45 m²（デイサービス、在宅介護支援センターを含む）
③ 事業開始日……… 平成10年10月1日
④ 定員…………… 入所 70名（うち20床は重度認知症専用床）

2. 特別養護老人ホームしょうぶ苑（ユニット型）

〔指定介護老人福祉施設〕

- (1) 所在地…………… ㊦966-0005 福島県喜多方市岩月町大都字菖蒲沢3610-1
- (2) 敷地面積…………… 52,604.36 m²（デイサービス、在宅介護支援センター敷地を含む）
- (3) 施設の目的……… 老人福祉法に基づくユニット型特別養護老人ホームで、65歳以上の身体又は精神上に障害がある高齢者を家庭に代わって生活の介護と機能回復訓練を行い、ゆとりと安らぎのある老後生活ができるための援助をする長期入所施設

(4) 職員構成

- | | | | |
|---------------|---------|------------|----|
| ・施設長…………… | 1名 | ・総務部長…………… | 1名 |
| ・管理栄養士…………… | 1名 | ・総務部員…………… | 8名 |
| ・用務員・宿直員…………… | 3名 | ・調理員（委託） | |
| ・医師（嘱託）…………… | 2名（非常勤） | | |

計16名 ※特別養護老人ホームしょうぶ苑（従来型）を兼務

- | | | | |
|------------|-----|---------------|----|
| ・介護職員…………… | 26名 | ・生活相談員…………… | 1名 |
| ・看護職員…………… | 3名 | ・機能訓練指導員…………… | 1名 |
| ・清掃員…………… | 1名 | | |

計32名

(5) 協力市町村…………… 喜多方市

(6) 協力病院…………… 医療法人社団日新会 入澤病院

(7) 小規模生活単位型（ユニット型）

- ① 建物構造…………… 鉄筋コンクリート造3階建
- ② 延床面積…………… 2746.38 m²
- ③ 事業開始日……… 平成18年6月1日
- ④ 定員…………… 50名（全室個室）

5. 喜多方市慶徳デイサービスセンター〔指定地域密着型通所介護事業所〕

- (1) 所在地…………… ☎966-0922 福島県喜多方市慶徳町豊岡字今町5 2 7 - 3
- (2) 建物構造…………… 木造2階建（うち1階一部使用）
- (3) 延床面積…………… 162.04 m²（使用部分）
- (4) 施設の目的…… 在宅の身体又は精神上に障害がある高齢者にデイサービスを提供することにより、これら的高齢者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上及びその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ろうとする通所介護施設
- (5) 事業開始日…… 平成18年4月1日（喜多方市指定管理者として事業開始）
- (6) 利用定員…………… 1日 15名
- (7) 職員構成
- | | | | |
|--------------------|----|------------------|----|
| ・ 所長（生活相談・介護兼務） …… | 1名 | ・ 生活相談員（介護兼務） …… | 1名 |
| ・ 看護職員（介護兼務） …… | 2名 | ・ 介護職員 …… | 3名 |
| ・ 運転手・清掃員 …… | 1名 | | |
| 計8名 | | | |

6. グループホームやわらぎ〔指定認知症対応型共同生活介護事業所〕

- (1) 所在地…………… ☎966-0007 福島県喜多方市東桜ガ丘一丁目1 3 6
- (2) 敷地面積…………… 1,786.57 m²（小規模多機能型居宅介護事業所やわらぎ含む）
- (3) 建物構造…………… 木造平家建（延床面積…282.1 m²）
- (4) 施設の目的…… 認知症のため自宅で生活が困難な高齢者が家庭的な環境のもとで適切な介護や援助を受けながら、食事の準備、清掃及び洗濯等の家事を職員と一緒に共同で行い、認知症の進行を穏やかにすることを目的とした施設
- (5) 事業開始日…… 平成12年10月1日
- (6) 定 員…………… 9名（全室個室）
- (7) 職員構成
- | | | | |
|----------|----|-----------|----|
| ・ 管理者 …… | 1名 | ・ 介護職員 …… | 6名 |
| 計7名 | | | |

7. 小規模多機能型居宅介護事業所やわらぎ

〔指定小規模多機能型居宅介護事業所〕

- (1) 所在地…………… ㊦966-0007 福島県喜多方市東桜ガ丘一丁目136
- (2) 敷地面積…………… 1,786.57 m² (グループホームやわらぎ含む)
- (3) 建物構造…………… 木造平家建 (延床面積…298.40 m²)
- (4) 施設の目的…… 在宅の身体又は精神上に障害がある高齢者が、可能な限りその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供することにより、これら的高齢者の生活の助長、社会的孤立感の解消や身体機能の維持向上を図ると共にその家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とした施設
- (5) 事業開始日…… 平成23年5月1日
- (6) 定員…………… 登録定員 24名
 - ・通いサービス 12名
 - ・宿泊サービス 7名
- (7) 職員構成
 - ・管理者…………… 1名
 - ・看護職…………… 2名
 - ・介護職員…………… 13名

計16名

8. 居宅介護支援事業所やわらぎ〔指定居宅介護支援事業所〕

- (1) 所在地…………… ㊦966-0007 福島県喜多方市東桜ガ丘一丁目136
- (2) 建物構造…………… 木造平家建 (延床面積…12.42 m²)
- (3) 施設の目的…… ①喜多方市、北塩原村内を基本区域とし、概ね65歳以上の高齢者とその家族の介護。介助に関する相談を受ける。
②在宅において、保健・福祉・介護サービスが総合的に受けられるように利用手続きや連絡調整を行う。
- (4) 事業開始日…… 平成23年5月1日
- (5) 職員構成
 - ・管理者…………… 1名 (介護支援専門員)

計1名

1 2. 小規模多機能型居宅介護事業所西会津しょうぶ苑

〔指定小規模多機能型居宅介護事業所〕

- (1) 所在地…………… ㊦969-4406
福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3229番地1
- (2) 敷地面積…………… 3,661.13㎡ (併設のグループホームを含む)
- (3) 建物構造…………… 木造平家建 (延床面積…299.77㎡ 共用部分 80.74㎡)
- (4) 施設の目的…… 在宅の身体又は精神上に障害がある高齢者が、可能な限りその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供することにより、これら的高齢者の生活の助長、社会的孤立感の解消や身体機能の維持向上を図ると共にその家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とした施設
- (5) 事業開始日…… 平成26年9月18日
- (6) 定員…………… 登録定員 25名
・通いサービス 15名
・宿泊サービス 9名
- (7) 職員構成
- | | | | |
|-----------|----|------------|-----|
| ・管理者…………… | 1名 | ・介護職員…………… | 11名 |
| ・看護職…………… | 2名 | | |
- 計14名

1 3. グループホーム西会津しょうぶ苑 桐

〔指定認知症対応型共同生活介護事業所〕

- (1) 所在地…………… ㊦969-4406
福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3229番地1
- (2) 敷地面積…………… 3,661.13㎡ (併設の小規模多機能、グループホームを含む)
- (3) 建物構造…………… 木造平家建 (延床面積…303.77㎡ 共用部分 80.74㎡)
- (4) 施設の目的…… 認知症のため自宅で生活が困難な高齢者が家庭的な環境のもとで適切な介護や援助を受けながら、食事の準備、清掃及び洗濯等の家事を職員と一緒に共同で行い、認知症の進行を穏やかにすることを目的とした施設
- (5) 事業開始日…… 平成26年9月18日
- (6) 定員…………… 9名 (全室個室)
- (7) 職員構成
- | | | | |
|-----------|----|------------|----|
| ・管理者…………… | 1名 | ・介護職員…………… | 7名 |
|-----------|----|------------|----|
- 計8名

1 4. グループホーム西会津しょうぶ苑 おとめゆり

〔指定認知症対応型共同生活介護事業所〕

- (1) 所在地…………… ㊦969-4406
福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3229番地1
- (2) 敷地面積…………… 3,661.13 m² (併設の小規模多機能、グループホームを含む)
- (3) 建物構造…………… 木造平家建 (延床面積…289.07 m² 共用部分 80.74 m²)
- (4) 施設の目的……… 認知症のため自宅で生活が困難な高齢者が家庭的な環境のもとで適切な介護や援助を受けながら、食事の準備、清掃及び洗濯等の家事を職員と一緒に共同で行い、認知症の進行を穏やかにすることを目的とした施設
- (5) 事業開始日……… 平成26年9月18日
- (6) 定員…………… 9名 (全室個室)
- (7) 職員構成
- | | | | |
|-----------|----|------------|----|
| ・管理者…………… | 1名 | ・介護職員…………… | 5名 |
| 計6名 | | | |

1 5. 特別養護老人ホームいちょうの木

〔指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〕

〔指定短期入所生活介護事業所〕

- (1) 所在地…………… ㊦969-3555 福島県河沼郡湯川村大字佐野目字佐野北43番
- (2) 敷地面積…………… 6,619.00 m²
- (3) 施設の目的……… 老人福祉法に基づくユニット型特別養護老人ホームで、65歳以上の身体又は精神上に障害がある高齢者を家庭に代わって生活の介護と機能回復訓練を行い、ゆとりと安らぎのある老後生活ができるための援助をする長期入所施設
- (4) 職員構成
- | | | | |
|---------------|----|---------------|---------|
| ・施設長…………… | 1名 | ・介護職員…………… | 19名 |
| ・生活相談員…………… | 1名 | ・管理栄養士…………… | 1名 |
| ・看護職員…………… | 3名 | ・機能訓練指導員…………… | 2名 |
| ・調理員…………… | 3名 | ・清掃員…………… | 1名 |
| ・用務員・宿直員…………… | 3名 | ・医師(嘱託)…………… | 2名(非常勤) |
| 計36名 | | | |

- (5) 協力市町村…………… 湯川村
- (6) 協力病院…………… 医療法人社団日新会 入澤病院
- (7) 小規模生活単位型（ユニット型）
 - ① 建物構造…………… 鉄骨造平家建
 - ② 延床面積…………… 1,915.48 m²
 - ③ 事業開始日……… 平成23年10月1日
 - ④ 定員…………… 入所 29名（全室個室）
短期入所 10名（全室個室・ショートステイ専用）

16. 特別養護老人ホームけいわ苑

〔指定介護老人福祉施設〕〔指定短期入所生活介護事業所〕

- (1) 所在地…………… ㊦969-3521 福島県喜多方市塩川町字下前田21番
- (2) 敷地面積…………… 8,153.95 m²
- (3) 施設の目的……… 老人福祉法に基づくユニット型特別養護老人ホームで、65歳以上の身体又は精神上に障害がある高齢者を家庭に代わって生活の介護と機能回復訓練を行い、ゆとりと安らぎのある老後生活ができるための援助をする長期入所施設
- (4) 職員構成

・施設長…………… 1名	・総務部員…………… 2名
・介護職員…………… 48名	・生活相談員…………… 2名
・管理栄養士…………… 1名	・看護職員…………… 5名
・機能訓練指導員…………… 1名	・清掃員…………… 2名
・用務員・宿直員…………… 3名	・調理員（委託）
・医師（嘱託）…………… 2名（非常勤）	
計67名	
- (5) 協力市町村…………… 喜多方市
- (6) 協力病院…………… 医療法人社団日新会 入澤病院
- (7) 小規模生活単位型（ユニット型）
 - ① 建物構造…………… 鉄骨造3階建
 - ② 延床面積…………… 6,080.30 m²
 - ③ 事業開始日……… 平成27年4月1日
 - ④ 定員…………… 入所 110名（全室個室）
短期入所 10名（全室個室・ショートステイ専用）

17. 東町のびやか保育園 (子育て支援センター、病後児室、一時保育室併設)

- (1) 所在地…………… ☎966-0053 福島県喜多方市字石田4041-2
- (2) 敷地面積…………… 4,386.65 m²
- (3) 建物構造…………… 木造平家建 (延床面積1,003.82 m² (ポンプ小屋含む))
- (4) 施設の目的……… 日々保護者の委託を受けて、保育にかけるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設
- (5) 実施市町村……… 喜多方市
- (6) 事業開始日……… 平成15年4月1日
- (7) 定員・居室…………… 120名 (0歳児～5歳児)
- ①保育室 (5室)
- ②調乳・沐浴室
- ③子育て支援センター、病後児室、一時保育室
- (8) 職員構成
- | | |
|------------------|----------------------|
| ・園長…………… 1名 | ・保育士…………… 30名 |
| ・看護職員…………… 1名 | ・保育士補助…………… 2名 |
| ・栄養士兼調理員…………… 1名 | ・調理員…………… 4名 |
| ・用務員…………… 2名 | ・嘱託医師 (小児科・歯科) …… 2名 |
| <u>計43名</u> | |

18. 東町さつき保育園 (事業所内保育施設)

- (1) 所在地…………… ☎966-0049 福島県喜多方市字長面3069-1
- (2) 敷地面積…………… 1,121.75 m²
- (3) 建物構造…………… 木造平家建 (延床面積158.15 m²)
- (4) 施設の目的……… 日々保護者の委託を受けて、乳児又は幼児を保育することを目的とする施設
- (5) 事業開始日……… 平成18年1月1日
- (6) 定員・居室……… 19名 (0歳児～2歳児 2室)
- (7) 職員構成
- | | |
|----------------|----------------------|
| ・園長…………… 1名 | ・保育士…………… 6名 |
| ・保育士補助…………… 2名 | ・嘱託医師 (小児科・歯科) …… 2名 |
| <u>計11名</u> | |

19. ひめさゆり保育園

- (1) 所在地…………… ㊦966-0102 福島県喜多方市熱塩加納町山田字堂ノ下堰東甲
1 6 9 4 - 1
- (2) 敷地面積…………… 2,783.85 m²
- (3) 建物構造…………… 鉄筋コンクリート造・一部木造 (延床面積 407.93 m²)
- (4) 施設の目的…… 日々保護者の委託を受けて、保育にかけるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設
- (5) 事業開始日…… 平成18年4月1日
- (6) 定員・居室…… 20名 (0歳児～5歳児 2室)
- (7) 職員構成
- | | | | |
|---------------|----|-------------------|----|
| ・園長…………… | 1名 | ・保育士…………… | 7名 |
| ・保育士補助…………… | 1名 | ・嘱託医師 (小児科・歯科) …… | 2名 |
| ・栄養士兼調理員…………… | 1名 | | |
| <u>計12名</u> | | | |

20. 塩川のびやか保育園 (子育て支援センター、一時保育室併設)

- (1) 所在地…………… ㊦969-3521 福島県喜多方市字古戸城 4 5 1 - 3
- (2) 敷地面積…………… 6,729.79 m²
- (3) 建物構造…………… 木造平家建 (延床面積 1,203.86 m²)
- (4) 施設の目的…… 日々保護者の委託を受けて、保育にかけるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設
- (5) 実施市町村…… 喜多方市
- (6) 事業開始日…… 平成27年4月1日
- (7) 定員・居室…………… 90名 (0歳児～5歳児)
- ①保育室 (5室)
 - ②調乳・沐浴室
 - ③子育て支援センター、一時保育室
- (8) 職員構成
- | | | | |
|-------------------|----|-----------|-----|
| ・園長…………… | 1名 | ・保育士…………… | 22名 |
| ・調理員…………… | 2名 | ・用務員…………… | 2名 |
| ・嘱託医師 (小児科・歯科) …… | 2名 | | |
| <u>計29名</u> | | | |

2 1. Mamiya つどいの家〔指定障害福祉サービス事業所〕

- (1) 所在地…………… ㊦965-0102 福島県会津若松市真宮新町北2丁目51番地
- (2) 敷地面積…………… 1,423.64 m² (Mamiya プリムローズ敷地を含む)
- (3) 建物構造…………… 木造平家建 (延床面積) …… 184.28 m²
- (4) 施設の目的 …… 在宅の知的・精神・身体障がい者の方に生活介護のサービスを提供することにより、これらの障がい者の生活の助長、地域生活を営む上で必要となる社会的なスキルの習得、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上及びその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ろうとする通所介護施設
- (5) 実施市町村…… 会津若松市、喜多方市 (一部)、湯川村、会津坂下町、会津美里町
- (6) 事業開始日…… 平成22年10月25日
- (7) 利用定員…………… 1日 生活介護 20名
- (8) 職員構成
- ・管理者…………… 1名 (サービス管理責任者兼務)
 - ・生活支援員…………… 2名
 - ・看護職員…………… 1名 (生活支援員兼務)
- 計4名

2 2. Mamiya プリムローズ〔指定障害福祉サービス事業所〕

- (1) 所在地…………… ㊦965-0102 福島県会津若松市真宮新町北2丁目50番地
- (2) 敷地面積…………… 1,423.64 m² (Mamiya つどいの家敷地を含む)
- (3) 建物構造…………… 木造平家建 (延床面積) ……192.10 m² (特定相談支援事業所を含む)
- (4) 施設の目的 …… 在宅の知的・精神・身体障がい者の方、一人ひとりの特性や能力に応じた作業内容や課題を提供することにより、これらの障がい者の生活の助長、地域生活を営む上で必要となる社会的なスキルの習得、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上及びその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ろうとする通所介護施設
- (5) 実施市町村…… 会津若松市、喜多方市 (一部)、湯川村、会津坂下町、会津美里町
- (6) 事業開始日…… 平成27年4月2日
- (7) 利用定員…………… 1日 就労継続B型 24名 (エーコード定員を含む)
1日 自立訓練 (生活訓練) 6名
- (8) 職員構成 (エーコードを含む)
- 就労継続支援B型・自立訓練 (生活訓練)
 - 管理者兼サービス管理責任者 (就労継続支援B型) 1名
 - 就労継続支援B型 職業指導員 1名
 - 生活支援員 3名
 - 自立訓練 (生活訓練) サービス管理責任者 1名
 - 生活支援員 1名
- 計7名

23. Mamiya プリムローズ〔特定相談支援事業所〕

- (1) 所在地…………… ㊦965-0102 福島県会津若松市真宮新町北2丁目50番地
- (2) 敷地面積…………… 1,423.64 m² (Mamiya つどいの家敷地を含む)
- (3) 建物構造…………… 木造平家建 (延床面積) ……192.10 m² (指定障害福祉サービス事業所を含む)
- (4) 施設の目的 …… 障がい福祉サービス、相談支援を利用するすべての障がい者を対象に、相談支援事業を通し、利用者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する特定相談支援事業所
- (5) 実施市町村……… 会津若松市、喜多方市 (一部)、湯川村、会津坂下町、会津美里町
- (6) 事業開始日……… 平成27年4月2日
- (7) 職員構成
 - ・ 管理者…………… 1名 (相談支援員兼務) 計1名

24. エーコード〔指定障害福祉サービス事業所〕

(Mamiya プリムローズ従たる事業所)

- (1) 所在地…………… ㊦966-0847
福島県喜多方市字町田8269-2 LSSビルディング1階
- (2) 施設の目的 …… 在宅の知的・精神・身体障がい者の方、一人ひとりの特性や能力に応じた作業内容や課題を提供することにより、これらの障がい者の生活の助長、地域生活を営む上で必要となる社会的なスキルの習得、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上及びその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ろうとする通所介護施設
- (3) 実施市町村……… 会津若松市、喜多方市、湯川村、会津坂下町、会津美里町
- (4) 事業開始日……… 平成28年7月1日
- (5) 利用定員…………… 1日 就労継続B型 24名 (プリムローズ定員を含む)
- (6) 職員構成
 - 主たる事業所 Mamiya プリムローズに含まれる。

25. セレクトショップ&ギャラリーエーコード〔公益販売所〕

- (1) 所在地…………… ㊦966-0847
福島県喜多方市字町田8269-2 LSSビルディング1階
- (2) 施設の目的 …… 授産品の販売や地域交流の場としての公益販売所
- (3) 事業開始日……… 平成28年7月1日

社会福祉法人 啓和会 事業計画

【理念】

人と、人の心に健やかな毎日を。

人と人がいきいきと健やかな毎日を共に支え合う地域社会の実現のため、地域の皆様に、医療・福祉の場での安心と信頼を与えられるよう努める。

【行動指針】

- ・柔軟な発想と未来を見据えた確固たる信念を持って行動する。
- ・地域を最優先に考えて行動する。
- ・職員自らが利用したいと思える施設づくり、サービスを提供する。
- ・次代の子どもたちが安心して暮らせる地域環境の保全に取り組む。
- ・職員一人ひとりにとって魅力的な自己実現の場となる職場づくりを行う。

【年間計画】

6月初旬	理事会、評議員会（決算承認）
7月下旬	収支決算書の提出
1月下旬	当年度補正予算案、新年度予算案の編成⇒収支予算書の作成
3月下旬	理事会（当年度補正予算案及び新年度事業・予算案の認定）

I 指定介護老人福祉施設事業計画

〔特別養護老人ホームしょうぶ苑〕（従来型）

【運営方針】

家族や地域から信頼される施設運営を目指し、全職員が利用者のニーズに応えたサービスを提供できるように努める。

1. 施設の健全な環境保全と併せて、利用者の人間性を尊重し、明るく安心して生活ができるために、優しさと誠意・創意をこらした支援ができるように努める。
2. 利用者個々人の精神的・身体的な特性を把握したケアプランに基づき、納得できるサービスを提供できるように努める。
3. 金銭管理・事務的な処理を適正に行い、利用者・家族からの信頼を損なわないように努める。
4. 地域の要介護高齢者の在宅介護等に関する要望に即応した福祉サービスが総合的に受けられるよう関係機関との連絡調整にあたる。
5. 入所待機の解消に向けて、関係機関との連携を積極的に行う。

【各部重点目標】

《 生活相談 》

質の高いサービス機能の充実と向上を目指す。

1. 入所者に関わる業務

- (1) 敏速かつ適切な入退所の対応を行う。
- (2) 預かり金規定に基づく預かり金品の適切な処理を行う。
- (3) 御家族・公的機関との信頼が構築できる継続的な連携に努める。

2. その他

- (1) ボランティア・慰問の受け入れを行い、利用者様に充実した楽しい時間の提供ができるよう、地域・関係機関との連携・交流を図る。
- (2) 入所申込み受付を適切に行い、入所検討判定委員会による明確な入所順位の実施に努める。
- (3) 利用者様の人権擁護と代弁者としての役割の向上に努める(苦情受付・身体拘束廃止・高齢者虐待防止法の遵守)。
- (4) 資質向上を目指した研修への参加と資格取得に努める。

《 介 護 》

利用者の皆様が安心して快適に生活できるよう安全な環境づくりを目指す。

そのために、いつでも

- ① 皆が明るい笑顔
- ② 心一つにやさしい介護
- ③ 誰もが安心できる介護

を心がける。

1. 介護サービス計画提供体制の確立

- (1) 計画作成の研修と利用者様の生活上の解決すべき課題(ニーズ)を把握・理解し、ケアプランに沿った介護サービスを提供する。
- (2) 提供したサービスの評価・確認の実施と、研修等による担当職員の機能の強化を図る。
- (3) 利用者様とボランティアの交流を促進する開かれたサービスの提供を図る。
- (4) 他職種と連携し、情報共有を図り、日常生活を支援していく。

2. 職員の介護技術の向上

- (1) 外部研修に参加し、職員の資質の向上に努める。
- (2) 外部研修の研修受講者による伝達講習会を実施する。
- (3) 職員の知識・技術の向上の為、内部研修を実施する。
- (4) 資格取得を目指し、専門性の高いサービスを提供していく。

3. 個々人の状態像やケア提供量に応じた区分の見直しを図る。

(1) 寝たきり状態型

○嚥下障害改善を考慮した食事介助、寝たきり解消の為の適時体位交換・離床等

(2) 認知症対応型

○レクリエーションやふれあう時間を多くとり、ゆったり過ごせる安全・安心な環境づくりを目指す。

4. 介護事故予防対策

(1) 防げる事故は最大限の努力をして防ぐという高い意識を持ち、常に危険に対する洞察力と安全な体制を意識しながら介護サービスを提供する。

(2) 職員の危機意識の差をなくし、慣れを防ぎ、危機意識を持続していく為に、事故防止の為の研修等を積極的に実施する。

(3) 利用者様の安全を重視するあまり、行動を制限する等、利用者様の尊厳を踏みにじることがないようにする。

5. 利用者様の安全対策・環境整備

(1) 防災訓練の実施

(2) 車椅子・ベッド等の管理、不具合のチェック、清掃の実施

(3) 救急救命法等の研修（心肺蘇生法・AED実技講習）

(4) 施設設備の整備・環境の美化に努める。

6. 地域との連携

(1) ボランティア・実習生を積極的に受け入れる。

(2) 地域行事への参加

7. 快適な生活環境を提供させて頂くための職員の取組

(1) 優しく、温かく、親切な介護を心がけ、その人らしい生活を支援する。

◇利用者様の好み、生活歴、生活リズム、習慣を把握する。

◇利用者様には、常に笑顔で接する。

8. 快適な生活環境づくりの為の行事の提供

(1) 居室、苑内環境の保全と衛生面への配慮

◇ 理美容店..... 月曜日（第2）

◇ 移動売店..... 水曜日

◇ リネン交換..... 週1回（汚染時は随時交換）

◇ お好み喫茶..... 日曜日

(2) 家庭に近づいた配膳時間とゆとりある食事時間の提供

◇ 朝食..... 7：30

◇ 昼食..... 12：00

◇ 夕食..... 18：00

9. 業務内容及び推進上の努力点

(1) 入浴：豊富な機械浴（ライラック、アネモネ、リフト浴）を有効に活用し、利用者の状況に合わせたリラックスタイムを作るよう努力する。

◇ 月・木曜日…………… B・C棟、一般浴・アネモネ浴

◇ 火・金曜日…………… ライラック浴

◇ 水・土曜日…………… A・B棟、一般浴・アネモネ浴

(2) 排泄：一人一人の排泄のパターンを把握し、状態に合わせた介助方法やオムツ類の選定を研究する。

(3) 食事：選択食や行事食を取り入れながら、ゆったりとした食事の時間にする。

◇ 日曜日…………… お好み喫茶、晩酌の日（希望があれば随時）

● その他セレクトメニューや行事食の実施

(4) クラブ・レク活動

生活リハビリを通して個々の残存機能の維持向上に努める。また、生活の場として施設内でも「生きがい・やりがい」を見出せるように、クラブ活動や苑外活動を実施、さらには「自然とのふれあい」を深める為、裏庭を積極的に活用する。

◇ 習字クラブ…………… 第1火曜日 14：00～

◇ 料理クラブ…………… 第3火曜日 14：00～

◇ ものづくりクラブ…………… 第4火曜日 14：00～

● 月、火、水、木、金曜日⇒グループリハビリ（体操と歌）

《 看 護 》

1. 高齢重度化した利用者様の健康管理

(1) 施設内の環境・衛生管理の充実

・清潔な区域（居室、デイルーム等）や不潔な区域（汚物室等）を、より衛生的に管理し感染源にならないようにする。

(2) 健康管理・観察

・利用者様の健康状態の観察
・異常の早期発見
・急変時の対応と医療機関への情報提供、嘱託医への報告

(3) 他職種との連携、チームワークによる看護の充実

・介護員や相談員、栄養課等の活動が円滑にいくように、常に看護員としての観察視点を持ち、助言やアイデアを提供する。
・生活の場ならではの様々な取り組みにも積極的に参加する。
・看護員だけでは目の行き届かない夜間帯等、介護員とも連絡を密にし、変化の報告が出来るよう教育、指導する。

(4) 利用者様への精神的アプローチ

- ・利用者様がその人らしく過ごせるように健康管理をした上で、医療の枠を超えた柔軟な発想と生活に根ざした創造性を持って援助する。
- ・利用者様の個々に合った関わりを持ち、話を傾聴できる姿勢を持つ。
- ・家族の面会時には普段の状況や健康管理・変化を伝えていく。また、終末期の過ごし方についても平素から話し合えるよう、家族とのコミュニケーションを図る。

(5) 事故予防対策

- ・利用者様のADL状況・健康状態を常に把握し、他職種へも共通理解を求め、事故の発生を防止する。
- ・事故発生時には、速やかに対処できるようにする。

2. 感染予防対策の徹底

(1) 室内空間の温度・湿度の管理

(2) うがい・手洗いの徹底、励行。個人の意識を高める。

- ・職員への定期的な研修

(3) 家族への面会時の指導、教育

- ・面会者の健康状態が不良の時の面会制限
- ・面会時のうがい・手洗いの徹底、励行。張り紙等での呼びかけ

(4) デイサービスの場合は、自宅での健康状態を把握する

- ・送迎時に健康状態を把握できるようにする。必要時には、担当ケアマネージャーと連携を図る。
- ・感染症が疑われる場合は病院受診を勧め、利用を制限し、感染拡大防止に努める。

3. 高齢者結核予防の徹底

(1) 入所時健診及び定期健診の実施

(2) 状態の観察及び早期受診による早期発見と感染拡大防止

(3) 医療・介護機器の衛生的使用と管理

4. 職員に対する保健生活指導

(1) 定期健診の実施

(採血・検尿・腰痛検査等……………検査結果の管理・指導)

(2) 風邪、インフルエンザ、感染性胃腸炎（主にノロウイルス）等の感染症予防の指導

- ・感染予防対策委員会の設置（苑内研修会の実施）
- ・職員一人一人の意識が高まるよう、指導・教育を継続する。

5. 年間計画

時 期	内 容
4 月	職員健康診断
5 月	入所者健康診断
6 月	入所者健康診断、職員腰痛検査、食中毒予防（職員苑内研修の実施）
7 月	熱中症予防と対策（室内の温度・湿度管理、脱水症予防）
8 月	熱中症予防と対策（室内の温度・湿度管理、脱水症予防）
9 月	熱中症予防と対策（室内の温度・湿度管理、脱水症予防） 風邪予防と対策
10 月	職員健康診断、風邪予防と対策
11 月	インフルエンザ予防接種（入所者・職員）
12 月	インフルエンザ予防接種（入所者・職員）
1 月	感染予防対策（主にインフルエンザ、ノロウイルス）、職員研修 室内の温度・湿度の管理
2 月	感染症予防対策、職員研修、室内の温度・湿度の管理
3 月	感染症予防対策、職員研修、室内の温度・湿度の管理

《 栄 養 》

1. 適切な栄養管理を行う。

- （1）一人ひとりの身体状況を把握する。
- （2）栄養ケア計画を作成し、計画に基づいた栄養管理を実施する。
- （3）基準に基づいた献立作成を行う。

2. 利用者様に喜んでいただける食事サービスを行う。

- （1）個々のニーズの把握に努める。
- （2）食べやすい食事を提供する。
- （3）季節や行事に合わせた献立作成を行う。
- （4）使いやすい食器を選定する。
- （5）フロアごとに行事食を行い、より楽しめるものにする。

3. 安全な食事を提供する。

- （1）衛生管理を実施する。
- （2）一人ひとりの咀嚼・嚥下機能に見合う食事を提供する。
- （3）個々のニーズに合わせた、より安全な食事を提供する。

4. 安定した食事の提供に努める。
 - (1) 厨房機器の保守管理が適切に行われるようにする。
 - (2) 生産管理が適切に行われるようにする。
 - (3) 調理器具と什器を点検し、老朽化や破損品について順次改善する。
 - (4) 非常災害時にも食事提供ができるようにする。

〔特別養護老人ホームしょうぶ苑〕（ユニット型）

【運営方針】

家族や地域から信頼される施設運営を目指し、全職員が利用者のニーズに応えたサービスを提供できるように努める。

1. 施設の健全な環境保全と併せて、利用者の人間性を尊重し、明るく安心して生活ができるために、優しさと誠意・創意をこらした支援ができるように努める。
2. 利用者個々人の精神的・身体的な特性を把握したケアプランに基づき、納得できるサービスを提供できるように努める。
3. 金銭管理・事務的な処理を適正に行い、利用者・家族からの信頼を損なわないように努める。
4. 地域の要介護高齢者の在宅介護等に関する要望に即応した福祉サービスが総合的に受けられるよう関係機関との連絡調整にあたる。
5. 入所待機の解消に向けて、関係機関との連携を積極的に行う。

【各部重点目標】

《生活相談》

質の高いサービス機能の充実と向上を目指す。

1. 入所者に関わる業務
 - (1) 敏速かつ適切な入退所の対応を行う。
 - (2) 預かり金規定に基づく預かり金品の適切な処理を行う。
 - (3) 御家族・公的機関との信頼が構築できる継続的な連携に努める。
2. その他
 - (1) ボランティア・慰問の受け入れを行い、利用者様に充実した楽しい時間の提供ができるよう、地域・関係機関との連携・交流を図る。
 - (2) 入所申込み受付を適切に行い、入所検討判定委員会による明確な入所順位の実施に努める。

- (3) 利用者様の人権擁護と代弁者としての役割の向上に努める(苦情受付・身体拘束廃止・高齢者虐待防止法の遵守)。
- (4) 資質向上を目指した研修への参加と資格取得に努める。

《 介 護 》

利用者の皆様が安心して快適に生活できるよう安全な環境づくりを目指す。

そのために、いつでも

- ① 皆が明るい笑顔
- ② 心一つにやさしい介護
- ③ 誰もが安心できる介護

を心がける。

1. 介護サービス計画提供体制の確立と利用者の生活の質の向上

- (1) 計画作成の研修と利用者様の生活上の解決すべき課題(ニーズ)を把握・理解し、ケアプランに沿った介護サービスを提供する。
- (2) 提供したサービスの評価・確認の実施と、研修等による担当職員の機能の強化を図る。
- (3) 他職種と連携し、情報共有を図り、日常生活を支援していく。
- (4) 利用者様とボランティアの交流を促進する開かれたサービスの提供を図る。

2. 職員の介護技術の向上

- (1) 外部研修に参加し、職員の資質の向上に努める。
- (2) 外部研修の研修受講者による伝達講習会を実施する。
- (3) 職員の知識・技術の向上の為、内部研修を実施する。
- (4) 資格取得を目指し、専門性の高いサービスを提供していく。

3. 快適な生活環境づくりの為の行事の提供

(1) 居室、苑内環境の保全と衛生面への配慮

- ◇理美容店..... 月曜日(第4)
- ◇移動売店..... 水曜日
- ◇リネン交換..... 週1回(汚染時は随時交換)

(2) 家庭に近づいた配膳時間とゆとりある食事時間の提供

- ◇朝食..... 7 : 30
- ◇昼食..... 12 : 00
- ◇夕食..... 18 : 00

4. ユニットケアの実施

利用者様一人ひとりの個性を尊重する為、統一した介護の方向で、居室（個室）を10人程度のグループに分け、それぞれ一つのユニット（生活単位）とし、そのユニット毎に食事や入浴、施設内の行事等の日常生活を送り、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活を共に送りながら、個別にケア（介護）することを目的としている。

5. ユニットケアの主な利点

<個人空間の確保>

ユニット内の居室はすべて個室で、愛用の日用品を飾る等のご自由な演出が可能である。个性的でプライバシーが確保された生活空間が確保できる。

<準個人的空間とストレス減少効果>

個人の生活空間と、他の利用者様と食事を共にするリビングスペース両方があることにより、自然な雰囲気の中で他の利用者様と有効な人間関係を築くことができる。

6. 業務内容及び推進上の努力点

(1) 入浴：利用者様の身体の状況、ご要望に合わせた機械浴・個浴（家庭浴槽）をお選びいただき、安心・安全な入浴時間の提供を心がけ対応する。

<個浴>

マンツーマンのケアを原則とし、ゆったりと入浴を楽しんでいただけるよう配慮すると共に利用者様の残存機能を十分に活かす入浴方法である。

<機械浴>

利用者様の身体状況に合わせた入浴用のストレッチャーを活用し、安全に入浴を楽しんでいただける。

(2) 排泄：一人ひとりの排泄パターンを把握することに努め、状態にあった介助方法やオムツ類の選定を研究する。

(3) 食事：選択食や行事食を取り入れながら、食事を楽しんでいただくことを心がけ、ゆったりとした時間にする。

(4) クラブ・レク活動

生活リハビリを通して個々の残存機能の維持向上に努める。また、生活の場として施設内でも「生きがい・やりがい」を見出せるように、クラブ活動や苑外活動を実施、さらには、「自然とのふれあい」を深める為、裏庭を積極的に活用する。

7. 介護事故予防対策

(1) 防げる事故は最大限の努力をして防ぐという高い意識を持ち、常に危険に対する洞察力と安全な体制を意識しながら介護サービスを提供する。

(2) 職員の危機意識の差をなくし、慣れを防ぎ、危機意識を持続していく為に、事故防止のための研修などを積極的に実施していく。

(3) 利用者様の安全を重視するあまり、行動を制限するなど、利用者様の尊厳を踏みにじることはないようにする。

8. 利用者様の安全対策・環境整備

- (1) 防災訓練の実施
- (2) 車椅子・ベッド等の管理・不具合チェック・清掃の実施
- (3) 救急救命法等の研修（心肺蘇生法・AED実技講習）
- (4) 施設設備の整備・環境の美化に努める。

9. 地域との連携

- (1) ボランティア・実習生を積極的に受け入れる。
- (2) 地域行事への参加

10. 快適な生活環境を提供させて頂く為の職員の取組

- (1) 優しく、温かく、親切な介護を心がけ、その人らしい生活を支援する。
 - ◇利用者様の好み、生活歴、生活リズム、習慣を把握する。
 - ◇利用者様には、常に笑顔で接する。

《 看 護 》

1. 高齢衰弱化した利用者様の健康管理の徹底

- (1) 施設内環境衛生充実への取組
- (2) 他職種との連携、チームワークによる看護の充実
- (3) 医療機関との連携を図り、健康維持に努める。
 - ・急変時の対応、医療機関への情報提供をスムーズに実施
- (4) 利用者様への精神的アプローチ
 - ・終末期における利用者様と家族への精神的ケア
- (5) 骨折予防対策
- (6) 認知症への理解を深める。

2. 感染予防対策の徹底

- (1) 室内空間の温度・湿度の管理
- (2) うがい・手洗い・消毒等、個人衛生管理の徹底
- (3) 外部からの持ち込み予防対策
 - ・面会の際のうがい、手洗い、マスクの着用の徹底

3. 高齢者結核予防の徹底

- (1) 入所時健診及び定期健康診断の励行
- (2) 状態の観察及び早期受診による、早期発見と感染拡大防止対策
- (3) 医療・介護機器の衛生的使用、管理

4. 職員に対する保健生活指導
 - (1) 定期健康診断の実施
 - (2) 腰痛予防の指導
 - (3) 感染性疾患予防の指導……………感染予防対策委員会の設置（苑内研修会の実施）
 - (4) 職員の健康維持への意識が高まるよう、指導、教育を継続して行う。
5. 入所者の全身状態観察及び皮膚の観察（入浴時）
6. 医療的ケアの実施にあたり、技術指導の継続
7. 研修会参加等による職員意識の向上

8. 年間計画

時 期	内 容
4 月	職員健康診断
5 月	入所者健康診断
6 月	入所者健康診断、職員腰痛検査、食中毒予防（職員苑内研修の実施）
7 月	熱中症予防と対策（室内の温度・湿度管理、脱水症予防）
8 月	熱中症予防と対策（室内の温度・湿度管理、脱水症予防）
9 月	熱中症予防と対策（室内の温度・湿度管理、脱水症予防） 風邪予防と対策
10 月	職員健康診断、風邪予防と対策
11 月	インフルエンザ予防接種（入所者・職員）
12 月	インフルエンザ予防接種（入所者・職員）
1 月	感染予防対策（主にインフルエンザ、ノロウイルス）、職員研修 室内の温度・湿度の管理
2 月	感染症予防対策、職員研修、室内の温度・湿度の管理
3 月	感染症予防対策、職員研修、室内の温度・湿度の管理

《 栄 養 》

1. 適切な栄養管理を行う。
 - (1) 一人ひとりの身体状況を把握する。
 - (2) 栄養ケア計画を作成し、計画に基づいた栄養管理を実施する。
 - (3) 基準に基づいた献立作成を行う。

2. 利用者様に喜んでいただける食事サービスを行う。
 - (1) 個々のニーズの把握に努める。
 - (2) 食べやすい食事を提供する。
 - (3) 季節や行事に合わせた献立作成を行う。
 - (4) 使いやすい食器を選定する。
 - (5) フロアごとに行事食を行い、より楽しめるものにする。

3. 安全な食事を提供する。
 - (1) 衛生管理を実施する。
 - (2) 一人ひとりの咀嚼・嚥下機能に見合う食事を提供する。
 - (3) 個々のニーズに合わせた、より安全な食事を提供する。

4. 安定した食事の提供に努める。
 - (1) 厨房機器の保守管理が適切に行われるようにする。
 - (2) 生産管理が適切に行われるようにする。
 - (3) 調理器具と什器を点検し、老朽化や破損品について順次改善する。
 - (4) 非常災害時にも食事提供ができるようにする。

〔特別養護老人ホームけいわ苑〕

【運営方針】

家族や地域から信頼される施設運営を目指し、全職員が利用者のニーズに応えたサービスを提供できるように努める。

1. 施設の健全な環境保全と併せて、利用者の人間性を尊重し、明るく安心して生活ができるために、優しさと誠意・創意をこらした支援が行えるように努める。
2. 一人一人が有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活が営むことが出来る様に、ケアプランに元づいた、サービスの提供に努める。
3. 地域の要介護高齢者の在宅介護等に関する要望に応じ、生活の場として、福祉サービスが総合的に受けられるよう関係機関と連携し連絡調整にあたる。
4. 金銭管理・事務的な処理を適正に行い、利用者・家族からの信頼を損なわないように努める。

【各部重点目標】

《生活相談》

質の高いサービス機能の充実と向上を目指します。

1. 入所者に関わる業務について

- (1) 職員の資質向上を目指した積極的な研修への参加と各部署の連携強化、円滑なサービス提供に努める。
- (2) 個人の尊厳を基本とした、質の高い・満足度を追及したサービスの提供に努める。
- (3) ボランティア・慰問者の受け入れなどを通じて、地域との連携を図りながら協力・交流を行い、利用者様に充実した楽しい時間の提供を行えるよう、行事を立案し実施する。
- (4) 入所申込みの受付及び入所検討委員会により、明確な入所優先順位を定め、当施設の入所に係る規定を基にした入所の実施に努める。
- (5) 預り金規定に基づく預かり金品の適切な処理を行う。

2. 入所者の人権擁護と代弁者としての役割向上

- (1) 高齢者虐待防止法の遵守と身体拘束を廃止し、安全確保の徹底、人権意識の高揚と普及活動に努める。
- (2) 苦情処理委員会の機能を生かした、迅速かつ誠実な対応を行う。
- (3) 成年後見制度、オンブズマン機能の研修研鑽に努める。

《介護》

利用者の皆様が安心して快適に生活できるよう安全な環境づくりを目指します。

そのために、いつでも

- ① 皆が明るい笑顔
- ② 心一つにやさしい介護
- ③ 誰もが安心できる介護

を心がけます。

1. 介護サービス計画提供体制の確立と利用者の生活の質の向上

- (1) 計画作成の研修と利用者様の生活上の解決すべき課題（ニーズ）を把握・理解し、ケアプランに沿った介護サービスを提供する。
- (2) 提供したサービスの評価・確認の実施と、研修等による担当職員の機能の強化を図る。
- (3) 他職種と連携し、情報共有を図り、日常生活を支援していく。
- (4) 利用者様とボランティアの交流を促進する開かれたサービスの提供を図る。

2. 職員の介護技術の向上

- (1) 外部研修に参加し、職員の資質の向上に努めます。
- (2) 外部研修の研修受講者による伝達講習会を実施
- (3) 職員の知識・技術の向上の為、内部研修の実施
- (4) 資格取得を目指し、専門性の高いサービスを提供していきます。

3. 快適な生活環境づくりの為の行事の提供

- (1) 居室、苑内環境の保全と衛生面への配慮
 - ◇理容店・・・・・・・・・・月曜日（第1、第3）
 - ◇移動売店・・・・・・・・・・火曜日
 - ◇リネン交換・・・・・・・・・・週1回（汚染時は随時交換）
- (2) 家庭に近づいた配膳時間とゆとりある食事時間の提供
 - ◇朝食・・・・・・・・・・ 7：30
 - ◇昼食・・・・・・・・・・ 12：00
 - ◇夕食・・・・・・・・・・ 18：00

4. ユニットケアの実施

利用者様一人ひとりの個性を尊重する為、統一した介護の方向で、居室（個室）を10人程度のグループに分け、それぞれ一つのユニット（生活単位）とし、そのユニット毎に食事や入浴、施設内の行事等の日常生活を送り、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活を共に送りながら、個別にケア（介護）することを目的としています。

5. ユニットケアの主な利点

<個人空間の確保>

ユニット内の居室はすべて個室で、愛用の日用品を飾る等のご自由な演出が可能です。個性的でプライバシーが確保された生活空間が確保できます。

<準個人的空間とストレス減少効果>

個人の生活空間と、他の利用者様と食事を共にするリビングスペース両方があることにより、自然な雰囲気の中で他の利用者様と有効な人間関係を築くことができます。

6. ユニット型ショートステイの実施

◇詳細なケア情報及びケアプランの共有化と家族介護者・担当ケアマネージャーとの連携によるサービスの提供。ユニット型の特性を活かした個別ケアの提供

7. 業務内容及び推進上の努力点

- (1) 入浴：利用者様の身体の状況、ご要望に合わせた機械浴・個浴（家庭浴槽）をお選びいただき、安心・安全な入浴時間の提供を心がけ対応します。

<個浴>

マンツーマンのケアを原則とし、ゆったりと入浴を楽しんでいただけるよう配慮すると共に利用者様の残存機能を十分に活かす入浴方法です。

<機械浴>

利用者様の身体状況に合わせた入浴用のストレッチャーを活用し、安全に入浴を楽しんでいただけます。

- (2) 排泄：一人ひとりの排泄パターンを把握することに努め、状態にあった介助方法やオムツ類の選定を研究する。
- (3) 食事：選択食や行事食を取り入れながら、食事を楽しんでいただくことを心がけ、ゆったりとした時間にする。
- (4) クラブ・レク活動
生活リハビリを通して個々の残存機能の維持向上に努める。また、生活の場として施設内でも「生きがい・やりがい」を見出せるように、クラブ活動や苑外活動を実施する。

8. 介護事故予防対策

- (1) 防げる事故は最大限の努力をして防ぐという高い意識を持ち、常に危険に対する洞察力と安全な体制を意識しながら介護サービスを提供します。
- (2) 職員の危機意識の差をなくし、慣れを防ぎ、危機意識を持続していく為に、事故防止のための研修などを積極的に実施していきます。
- (3) 利用者様の安全を重視するあまり、行動を制限するなど、利用者様の尊厳を踏みにじることはないようにしていきます。

9. 利用者様の安全対策・環境整備

- (1) 防災訓練の実施
- (2) 車椅子・ベッド等の管理・不具合チェック・清掃の実施
- (3) 救急救命法等の研修（心肺蘇生法・AED実技講習）
- (4) 施設設備の整備・環境の美化に努めます。

10. 地域との連携

- (1) ボランティア・実習生を積極的に受け入れる。
- (2) 地域行事への参加

11. 快適な生活環境を提供させて頂く為の職員の取組

- (1) 優しく、温かく、親切な介護を心がけ、その人らしい生活を支援する。
◇利用者様の好み、生活歴、生活リズム、習慣を把握する。
◇利用者様には、常に笑顔で接する。

《 看 護 》

1. 高齢衰弱した利用者様の健康管理
 - (1) 施設内環境衛生充実への取組
 - (2) 他職種との連携、チームワークによる看護の充実
 - (3) 医療機関との連携を図り、健康維持に努める。
 - (4) 利用者様への精神的アプローチ
 - (5) 骨折予防対策
 - (6) 褥瘡予防対策

2. インフルエンザ、感染予防対策の徹底
 - (1) 室内空間の温度・湿度の管理
 - (2) うがい・手洗いの徹底、個人衛生の徹底
 - (3) 外部からの感染症の持ち込み予防対策

3. 感染症発症時の対応
 - (1) バイタルサイン測定による管理
 - (2) 医療機関との連携
 - (3) 感染拡大防止のための緊急会議の開催（面会制限や解除の時期の検討）

4. 高齢者結核予防の徹底
 - (1) 入所時の健診及び定期健康診断の励行
 - (2) 状態観察及び早期受診による早期発見と感染拡大防止対策

5. 職員に対する保健生活指導
 - (1) 腰痛予防の指導
 - (2) 感染性疾患予防の指導、感染予防対策委員会の設置（苑内研修会の実施）
 - (3) 新人研修の開催

6. 利用者様の全身状態観察及び皮膚の観察（入浴時等）

7. 医療的ケアの実施にあたり、技術指導の継続

8. 研修会参加等による職員意識の向上

9. 年間計画

時 期	内 容
4 月	職員健康診断
5 月	入所者健康診断
6 月	入所者健康診断、職員腰痛検査、食中毒予防（職員苑内研修の実施）

7月・8月	熱中症予防と対策（室内の温度・湿度管理、脱水症予防）
9月	熱中症予防と対策（室内の温度・湿度管理、脱水症予防） 風邪予防と対策
10月	職員健康診断、職員腰痛検査、風邪予防と対策 職員研修（インフルエンザ、ノロウイルス、吐物処理手技）
11月・12月	インフルエンザ予防接種（入所者・職員）
1月	感染予防対策（主にインフルエンザ、ノロウイルス） 室内の温度・湿度の管理
2月・3月	感染症予防対策、職員研修、室内の温度・湿度の管理

《 栄 養 》

1. 適切な栄養管理をします。

- (1) 一人ひとりの身体状況を把握します。
- (2) 栄養ケア計画を作成し、計画に基づいた栄養管理を実施します。
- (3) 『けいわ苑食事摂取基準』を作成し、基準に基づいた献立作成をします。

2. 利用者様に喜んでいただける食事サービスをします。

- (1) 個々のニーズの把握に努めます。
- (2) 食べやすい食事を提供します。
- (3) 季節や行事に合わせた献立作成をします。
- (4) 使いやすい食器を選定します。
- (5) 行事食を通じ、季節感を味わって頂きます。また賀寿お祝い膳、セレクトメニュー等普段と違う楽しみを味わっていただきます。

月	行 事 食	月	行 事 食
4月	開所記念	10月	行楽弁当
5月	端午の節句、母の日	11月	文化の日、勤労感謝の日
6月	父の日	12月	クリスマス会、冬至 ラーメンフェスタ
7月	七夕、土用の丑の日	1月	おせち、七草粥、新年会
8月	お盆	2月	節分、バレンタイン
9月	敬老会、十五夜、秋分の日	3月	ひな祭り、春分の日 ひな祭りカフェ

3. 安全な食事を提供します。

- (1) 衛生管理を実施します。
- (2) 一人ひとりの咀嚼・嚥下機能に見合う食事を提供します。

4. 安定した食事の提供に努めます。

- (1) 厨房機器の保守管理が適切に行われるようにします。
- (2) 生産管理が適切に行われるようにします。
- (3) 調理器具と什器を点検し、老朽化や破損品について順次改善します。
- (4) 非常災害時にも食事提供ができるようにします。

5. 栄養指導

- (1) 健康管理のための栄養指導を提示し、利用者様、ご家族様を対象に栄養指導を実施します。

6. 給食委員会の実施

- (1) 毎月29日に実施します。

Ⅱ デイサービスセンター（指定通所介護事業所）事業計画

〔しょうぶ苑デイサービスセンター〕

【運営方針】

利用者が居宅において可能な限りその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消や身体機能の維持向上を図ると共にその家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

【重点目標】

1. ニーズに応じた介護サービス計画を作成し、充実したサービスを提供する。
制作活動を実施し、利用者個々人に応じた活動への参加を計画的に行い、個々の持っている能力と知識を引き出すよう努める。
2. 利用者の人権尊重と安全確保
 - (1) 利用者のプライバシーを確保し自己決定を尊重する。
 - (2) 利用者の歩行時・入浴時での転倒防止のため見守りを強化するなど、非常時の各種対応マニュアルを整備し、事故防止に努める。
3. 職員の資質の向上
より良い介護・介助の在り方や利用者への対応などについての研修に参加し、資質の向上に努める。

4. 介護者に対する相談

家族を対象にした介護相談業務の内容充実を図る。

5. 市町村等との連携・調整の充実

(1) 市町村や協力病院等との連携により利用の促進を図る。

(2) 事業の適正な執行と予算の確保及び執行にあたる。

【事業内容】

1. 業務内容

- (1) 健康チェック…………… 利用者の健康をチェックする。検温、血圧測定等
- (2) 入浴サービス…………… 安全で快適な入浴サービスの提供
- (3) 食事サービス…………… 利用者に適した食事を（栄養バランスを考え、旬のものを取り入れ、食べやすく調理し）供与する。
- (4) 介護サービス…………… 毎日の生活の中に必要と思われる介護サービスを提供
- (5) 送迎サービス…………… 車で自宅まで送迎。家族とのコミュニケーションに配慮
- (6) 季節行事の開催…………… 季節ごとの行事を取り入れる。
- (7) アクティビティサービス…………… 歌、音楽体操、集団レクリエーション、手作業、園芸

2. 利用日

◎ 毎週月曜日から土曜日（日曜日と12月31日から1月3日までは休み）

3. 利用定員…………… 1日35名

(1) デイサービス一般型…………… 1日25名（利用状況により定員を変更）

4. 日課表（通年）

時間帯	内 容
8：30	送迎ワゴン車出発
9：30	入 苑
9：45	健康チェック
10：10	入 浴
12：00	昼 食
12：45	午 睡
14：15	リズム体操、レクリエーション、余暇活動
15：00	談 話（おやつ、好きな飲み物提供）
16：00	退 苑、送迎ワゴン車出発

5. 年間プログラム

(1) 誕生日会…………… 誕生日により近い日を実施日とする。

(2) おやつ作り…………… 季節感あふれるもの、昔作ったものを手作りする。

(3) 映画鑑賞会…………… 毎月

(4) 行事

月	行事	月	行事
4月	花見ドライブ	10月	いも煮会
5月	新緑ドライブ、買い物ツアー	11月	紅葉ドライブ、買い物ツアー
6月	花しょうぶ見学（塩川）、 ひめさゆり見学（熱塩加納）	12月	クリスマス会・忘年会
7月	七夕祭り、夏祭り	1月	書初め、団子さし
8月	買い物ツアー 三ノ倉ドライブ	2月	豆まき
9月	敬老会	3月	ひな祭り

★ この行事のほかに、各種団体による慰問が毎月行われる。

〔喜多方市慶徳デイサービスセンター〕

【運営方針】

利用者が居宅において、可能な限りその能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう支援、必要な日常生活上の援助及びアクティビティを行うことや、地域性を十分活用することにより、社会的孤立感の解消や身体機能の維持向上を図ると共に、その家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

【重点目標】

- 一人ひとりの目標や希望にそったサービスの提供をする。
 - 利用者様が目標や今できることを把握した上で、出来ることを積極的に行えるようお手伝いをする。その他体操または手作業を取り入れ一人ひとりの目標に向かって身体機能の増進に努める。
 - 毎朝、笑いの練習を行う。職員・利用者の笑顔を意識し常に利用者の目線・気持ちに合わせた会話や行動に努める。
- 利用者の人権尊重と安全確保
 - 利用者のプライバシーを確保し自己決定を尊重する。
 - 利用者の日常における事故防止のため、日々リスクマネジメント体制の点検を行い、強化を図る。
 - 非常時に備えての各種対応マニュアルを整備し、事故防止に努める。
- 職員の資質の向上

より良い介護・介助の在り方や利用者への対応などについて研修し、資質の向上に努める。

4. 介護者に対する相談

- (1) 家族を対象にした介護相談業務の内容充実を図る。
- (2) 家族の気持ちに寄り添った対応を心掛ける。

5. 市町村等との連携・調整の充実

- (1) 市町村や協力病院等との連携により利用の促進を図る。
- (2) 事業の適正な執行と予算の確保及び執行にあたる。
- (3) 地域の方々との交流する機会を設け、互いに理解を深める。

【事業内容】

1. 業務内容

- (1) 健康チェック…………… 利用者の健康をチェックする。検温、血圧測定等
- (2) 入浴サービス…………… 安全で快適な入浴サービスの提供
- (3) 食事サービス…………… 利用者に適した食事を提供する。(栄養バランス、旬な食材、食べやすい調理)
- (4) 介護サービス…………… 毎日の生活の中に必要と思われる介護サービスの提供
- (5) 送迎サービス…………… 車で自宅まで送迎。家族とのコミュニケーションに配慮するとともに、利用者の生活動作に考慮し、車椅子の配備、車種の割り振りを配慮する。
- (6) 季節行事の開催…………… 季節ごとの行事を取り入れる。
- (7) アクティビティサービス…………… 創作活動、手作業、園芸、集団レクリエーション、音楽体操、調理、慰問等

2. 利用日

- ◎ 毎週月曜日から土曜日（日曜日、12月31日～1月3日までは休み）

3. 利用定員…………… 1日15名

4. 日課表（通年）

時間帯	内 容
8：30	送迎車出発
9：30	入 所・健康チェック
10：00	入 浴 手作業等
12：00	昼 食
12：45	午 睡
14：00	レクリエーション、余暇活動、所外活動
15：00	談 話（おやつ、好きな飲み物の提供）
15：30	退 所・送迎車出発

5. 年間プログラム

月	行 事	月	行 事
4月	桜見学（喜多の郷、旧日中線） お花見ドライブ（市内）	10月	紅葉ドライブ 芋煮会
5月	買い物ツアー ミニ運動会（所内）	11月	慶徳小との交流会 外食ツアー
6月	あやめ見学（高田） 花菖蒲見学（塩川）	12月	クリスマス・忘年会 児童館との交流会
7月	甘味ツアー 慶徳小との交流会	1月	団子さし 蕎麦会
8月	慶徳夏祭り ミニ夏祭り（所内）	2月	豆まき
9月	敬老会 買い物ツアー	3月	ひな祭り 買い物ツアー

※ 不定期で、おやつ作りを行います。また、各種団体による慰問が行われます。

※ 利用者の誕生日に合わせて、毎月誕生会を行っています。

※ 毎月、みんなで一緒に歌おう会が行われます。

※ 夏季・冬季以外に畑作業を行います。

Ⅲ 指定居宅介護支援事業計画

〔しょうぶ苑在宅介護支援センター〕

1. 事業目的

- (1) 在宅の要援護高齢者、若しくは要援護となる恐れのある高齢者、又はその家族に対し在宅介護に関する総合的な相談に応じ、在宅介護に関するニーズに対応した各種の福祉サービスが総合的に受けられるよう、各関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整等の便宜を提供し、地域の要援護高齢者、要援護となるおそれのある高齢者並びにその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。
- (2) 地域における保健・医療・福祉サービスに関わる情報提供窓口として、地域の中で積極的に介護システムを作っていく。
- (3) 介護予防・生活支援サービスの調整・実施等地域ケア体制の拠点としての機能を果たす。

2. 重点目標

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営まれるように相談、支援を行う。

- ① 要支援、要介護状態の軽減、悪化の防止又は予防
- ② 利用者及び家族の選択に基づく適切なサービスの提供
- ③ 個人情報保護を堅持し、権利擁護の視点に立ったサービスの提供が行われているかの確認と連絡調整を図り、利用者及び家族を支援する。
- ④ 提供されるサービスに関する利用者及び家族の要望・苦情の相談に応じる。

3. 事業概要

- (1) 各種の福祉サービスの存在・利用方法等に関する情報の提供やその積極的な利用についての啓発を行う。
- (2) 在宅介護に関する各種の相談に対し、電話・面接等により総合的に応じる。
- (3) 高齢者やその家族からの相談や相談協力員から連絡を受けた場合、これらの者に対し訪問等により在宅介護の方法等についての指導・助言を行う。
- (4) 地域の高齢者やその他家族に対する福祉サービスの利用申請手続きの受付・代行（申請書の提出）等の便宜を図るなど、利用者の立場に立って福祉サービス適用の調整を行う。
- (5) 福祉用具の展示・利用対象者の心身の状況を踏まえた福祉用具の紹介・選定や具体的な使用方法、そして高齢者向けの住宅の増改築に関する相談助言を行う。

4. 事業内容

包括支援センター連絡協議会への出席

- ◎ 地域として月1回持たれる定例会で、情報の交換、連携、調整を行う。
- ◎ 在宅福祉サービスの実態調査、各種研修会、各イベントへの参加

〔居宅介護支援事業所やわらぎ〕

1. 事業目的

- (1) 介護保険法の理念に基づき、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は、要支援状態にある利用者に対しその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。

2. 運営方針

- (1) 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮して居宅介護支援に努めます。

- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身状況やその環境に応じて利用者の意向を尊重し適切な介護サービスが多様な事業者の中から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- (4) 関係市町村、在宅介護支援センターや居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

3. 重点目標

- ① 居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者・家族に対しサービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- ② 運営基準減算に該当しないよう、毎月利用者の居宅訪問・モニタリング・担当者会議・評価を確実に行う。
- ③ 専門職としての、業務を的確に行えるよう内外の研修会に参加し、資質向上に努める。さらに、人材の育成や教育機能の強化を図り、選ばれる事業所となるよう努める。
- ④ 利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために、利用者の心身や家族の状況等に応じて継続的かつ計画的にサービス利用を提案する。
- ⑤ 併設の小規模多機能型居宅介護事業所、グループホームと連携し、地域との関わりを持ち、地域利用者が、施設を円滑に利用出来るように支援する。
- ⑥ 個人情報保護を堅持し、権利擁護の視点に立ったサービスの提供が行われているかの確認と連絡調整を図り、利用者及び家族を支援する。
- ⑦ 苦情処理体制については、利用者、家族が安心してサービスを受け入れられるよう、不満や苦情に迅速かつ適切に対応する。

4. 事業概要

- (1) 介護認定調査申請代行
介護保険の更新および、状態変化に伴う区分変更の申請の援助と代行をします。
- (2) 相談業務
介護全般における相談の対応や助言を行います。
- (3) 居宅サービス計画作成
ご本人および、ご家族様の意向を確認しながら、随時一緒に作成をしていきます。
- (4) サービスの円滑な実行のための連絡・調整
ご利用の在宅サービス（訪問介護、デイサービス、デイケア等）事業者との連絡調整を行います。
- (5) 給付管理
毎月、内容に基づいた給付管理表を作成し、国民健康保険団体連合会に提出を行います。
- (6) 訪問面接調査
サービスの利用状況及び、利用者様の状態などを確認します。

- (7) 介護認定調査委託による調査
市町村からの委託を受けて申請者の身体状況を調査（認定調査）します。

5. 事業内容

- (1) 居宅サービス計画作成
- (2) 予防プラン作成
- (3) 訪問認定調査
- (4) 職員研修
- (5) 居宅介護支援事業者部会への出席
- (6) 小規模施設群会議（管理者会議）への出席
- (7) 運営推進会議への出席

IV グループホーム（指定認知症対応型共同生活介護）事業計画 〔グループホームやわらぎ〕

1. 事業の目的

グループホームやわらぎは、認知症のため自宅で生活が困難な高齢者に家庭的な環境のもとで適切な介護や介助をしながら、食事の準備、清掃及び洗濯等の家事を職員と一緒に共同で行うことにより、認知症の進行をできるだけ穏やかにすることを目的とする。

2. 対象者

介護保険の要支援2、または要介護度が1以上・認知症の認定がある65歳以上で、認知症に伴う著しい精神障害や行動がなく、概ね身の自立ができており、少人数による日常生活を営むことに支障のない方

3. 重点目標

- (1) 認知症対応型共同生活介護計画の作成
 - ① 利用者の心身の状況等的確な情報に基づいた適切なケアプランを作成する。
 - ② ケアプラン内容を共有し、計画に基づいた介護サービスの提供に努める。
 - ③ 職員間の申し送り体制を確立し、事故発生の未然防止に努める。

(2) 他部署との連携

- ① しょうぶ苑・小規模多機能やわらぎ・慶徳デイサービス利用者様と定期的な交流・行事への参加、地域の保育所の慰問など、利用者の気分転換を図り、画一的にならないよう配慮する。
- ② 緊急時には協力病院・しょうぶ苑・けいわ苑等と連携をとりながら対応にあたる。

(3) トラブル防止と退去時の対応

- ① 認知症の進行に伴う症状の要因を理解し、日常生活上の人間関係に目を配り、トラブル防止に努める。
- ② 退所時には病院や他施設等との調整を実施しながら対応する。

4. 市町村や地域との連携

- ① 市町村や協力医院等との連携により利用の促進を図る。
- ② 地域密着として、地域行事への参加や消防団への呼びかけ等にあたり利用者の地域参加や安全確保に努める。
- ③ やわらぎ茶屋（認知症カフェ）の実施と近隣住民への呼びかけ

5. 事業内容 1日の流れ（おおよその目安）

- 6：00 ～ 起床、洗面、着替え
- 7：00 ～ 朝食、後片付け
- 8：30 ～ 申し送り
- 9：00 ～ 掃除、洗濯物たたみ・干し方、ラジオ体操
- 10：00 ～ お茶・おやつ
- 11：00 ～ 買い物・洗面台掃除
- 11：30 ～ ゆったり体操・口腔体操
- 12：00 ～ 昼食、後片付け
- 14：00 ～ レクリエーション、入浴
- 15：00 ～ お茶・おやつ
- 15：30 ～ 夕食準備
- 18：00 ～ 夕食、後片付け、だんらん
- 20：00 ～ 戸締り
- 21：00 ～ 就寝

6. 年間行事

月	行事	ボランティア	地域
4月	お花見ドライブ、畑作業 花植え、やわらぎ茶屋 市内ドライブ	アコーディオン 語り部 傾聴ボランティア	市内一斉清掃 総会
5月	端午の節句（菖蒲湯） 鯉のぼり見学 よもぎ団子作り 菜の花鑑賞ドライブ やわらぎ茶屋	語り部 傾聴ボランティア	
6月	花菖蒲見学 ひめさゆり鑑賞ドライブ ひしまき作り	アコーディオン 語り部 いずみ幼稚園 傾聴ボランティア	「花の会」花植え
7月	慶徳お田植え祭り レトロ横丁、やわらぎ茶屋	語り部 傾聴ボランティア	
8月	諏訪神社祭礼見学 慶徳デイ夏祭り見学 向日葵鑑賞ドライブ	アコーディオン 語り部 傾聴ボランティア	太鼓台見学
9月	敬老会 コスモス鑑賞ドライブ やわらぎ茶屋 消防立会い避難訓練	語り部 さゆり会 傾聴ボランティア	
10月	十五夜お月見 芋煮会、紅葉ドライブ	アコーディオン 語り部 傾聴ボランティア	作品展出展・見学
11月	願成寺・長床いちょう見学 やわらぎ茶屋	語り部 傾聴ボランティア	松山公民館祭り 市内一斉清掃
12月	合同クリスマス会、もちつき 冬至（ゆず湯）、やわらぎ茶屋	アコーディオン 語り部	
1月	団子さし、七草粥 合同新年会、やわらぎ茶屋	傾聴ボランティア	桜ガ丘新年会 歳の神
2月	節分（豆まき） やわらぎ茶屋	アコーディオン 傾聴ボランティア	松山カラオケ大会
3月	ひな祭り、やわらぎ茶屋 夜間想定避難訓練	傾聴ボランティア	総会

※避難訓練は、毎月実施

※ボランティア慰問は随時受け入れ

[グループホームあじさい]

1. 事業の目的

グループホームあじさいは、認知症のため自宅で生活が困難な高齢者に家庭的な環境のもとで適切な介護や介助をしながら、食事の準備、清掃及び洗濯等の家事を職員と一緒に共同で行うことにより、認知症の進行をできるだけ穏やかにすることを目的とする。

2. 対象者

介護保険の要支援2、または要介護度が1以上・認知症の認定がある65歳以上で、認知症に伴う著しい精神障害や行動がなく、概ね身の自立ができており、少人数による日常生活を営むことに支障のない方

3. 重点目標

- (1) 利用者様の尊厳を守りつつニーズを把握し、柔軟性を持ち個別ケアのサービスを提供する。
- (2) 職員それぞれの役割・専門性を活かし、情報共有しながらコミュニケーションをはかる。

4. 市町村等との連携・調整の充実

市町村や協力医院等との連携により利用の促進を図る。

5. 事業内容 1日の流れ（おおよその目安）

- 6：00 ～ 起床、洗面、着替え
- 7：00 ～ 朝食、後片付け
- 8：30 ～ 申し送り、掃除
- 10：00 ～ おやつ、散歩（レクリエーション）、昼食準備
- 12：00 ～ 昼食、後片付け、だんらん
- 13：30 ～ 買い物、散歩（レクリエーション）、バイタル測定
- 15：00 ～ おやつ
- 15：30 ～ 入浴、だんらん、夕食準備
- 17：15 ～ 申し送り、戸締り確認
- 18：00 ～ 夕食、後片付け、だんらん
- 19：00 ～ 入浴
- 20：00 ～ 戸締り

6. 年間プログラム

- (1) 誕生会
- (2) 避難訓練（毎月実施）
- (3) すこやか浜崎
- (4) ボランティア団体
- (5) 認知症カフェ
- (6) 年間行事

月	行 事	月	行 事
4月	お花見	10月	芋煮会、紅葉ドライブ、文化祭見学
5月	アコーディオン慰問、新緑ドライブ	11月	アコーディオン慰問、語り部慰問
6月	花しょうぶ見学、外食ツアー	12月	クリスマス会、鏡餅作り
7月	アコーディオン慰問、語り部慰問、七夕	1月	新年会、団子さし、歳の神、アコーディオン慰問、語り部慰問
8月	しょうぶ苑夏祭見学	2月	豆まき
9月	アコーディオン慰問、語り部慰問、敬老会	3月	ひな祭り、アコーディオン慰問、語り部慰問

〔グループホーム東山しょうぶ苑〕

1. 事業の目的

グループホーム東山しょうぶ苑は、認知症のため自宅で生活が困難な高齢者に家庭的な環境のもとで適切な介護や介助をしながら、食事の準備、清掃及び洗濯等の家事を職員と一緒に共同で行うことにより、認知症の進行をできるだけ穏やかにすることを目的とする。

2. 対象者

介護保険の要支援2、または要介護度が1以上・認知症の認定がある65歳以上で、認知症に伴う著しい精神障害や行動がなく、概ね身の自立ができており、少人数による日常生活を営むことに支障のない方

3. 重点目標

- (1) 利用者様と職員間の距離が近すぎると、“ケア”ではなく人間論・感情論になりやすい。また、遠すぎると、なじみの関係が築けないことになる。従って、適度な距離感が保てるよう努める。また、言葉づかいに留意し努めていく。

- (2) 地域の方々へ向けてのサロン開催や、地域文化祭へ利用者様の作品を出品する等、地域（社会）との繋がりが途切れることがないように、地域交流に引き続き取り組んでいく。
- (3) 職員一人ひとりがそれぞれの役割、専門性、持ち味を活かしながら、各自責任を持ち、お互いを認め、尊重し、力を合わせてより質の高いサービスを提供するよう努める。
- (4) 利用者様のニーズを把握し、職員一同が同じ関わりを持てるようにする。

4. 市町村等との連携・調整の充実

市町村や協力医院等との連携により利用の促進を図る。

5. 事業内容 1日の流れ（おおよその目安）

- 6：00 ～ 起床、洗面、着替え、朝食準備、朝食、後片付け
- 8：30 ～ 申し送り、掃除、洗濯物干し
- 10：00 ～ おやつ、レクリエーション（散歩）、買い物、昼食準備
- 12：00 ～ 昼食、後片付け、だんらん
- 14：00 ～ レクリエーション（体操、創作活動等）、洗濯物たたみ、入浴
- 15：00 ～ おやつ、入浴、だんらん、夕食準備、戸締り確認
- 17：15 ～ 申し送り
- 18：00 ～ 夕食、後片付け、だんらん
- 19：00 ～ 入浴
- 20：00 ～ 戸締り

6. 年間行事

月	行 事	月	行 事
4月	サロン花しょうぶ、ひがしカフェ、お花見ツアー	10月	芋煮会、紅葉ツアー、ひがしカフェ
5月	しょうぶ湯、外食、ひがしカフェ	11月	地区文化祭（作品出展）、ひがしカフェ
6月	あやめ祭り、ひがしカフェ、七夕飾りつけ、防災訓練（消防署立会い）	12月	サロン花しょうぶ、冬至ゆず風呂、クリスマス会、餅つき、ひがしカフェ
7月	七夕祭り、サロン花しょうぶ、ひがしカフェ、しょうぶ苑夏祭り	1月	初詣、歳の神、団子さし、新年会、ひがしカフェ
8月	納涼会、ひがしカフェ	2月	節分豆まき、ひがしカフェ
9月	敬老会、地区運動会、医療生協健康まつり、ひがしカフェ	3月	ひなまつり、ひがしカフェ

[グループホーム杵が森]

1. 事業の目的

グループホーム杵が森は、認知症のため自宅で生活が困難な高齢者に家庭的な環境のもとで適切な介護や介助をしながら、食事の準備、清掃及び洗濯等の家事を職員と一緒に共同で行う事により、認知症の進行をできるだけ穏やかにする事を目的とする。

2. 対象者

介護保険の要支援2、または要介護度が1以上・認知症の認定がある65歳以上で、認知症に伴う著しい精神障害や行動がなく、概ね身の自立ができており、少人数による日常生活を営むことに支障のない方

3. 重点目標

- (1) 職員同士のチームワークを持ち、利用者様の気持ちに添えていけるよう関わりを持つ。また職員全員で意見を出し合い、問題解決できるよう声を掛け合っていく。
- (2) 利用者様が心から笑顔で楽しく生活できるよう、職員一同、利用者様を尊重し、一人の人生の先輩であると、関わり方に気をつけて寄り添っていく。
- (3) 利用者様と職員間の距離が近すぎると、“ケア”ではなく人間論・感情論になりやすい。また、遠すぎると、なじみの関係が築けないことになる。従って、適度な距離感が保てるよう努める。
- (4) 市町村や他の事業所、地域の方へ杵が森の様子を今まで以上に知っていただく為、広報や行事等への参加を呼びかけ、より地域に密着していけるよう取り組んでいく。

4. 市町村等との連携・調整の充実

市町村や協力医院等との連携により利用の促進を図る。

5. 事業内容 1日の流れ（おおよその目安）

- 6：00 ～ 起床、洗面、着替え
- 7：00 ～ 朝食、後片付け
- 8：30 ～ 申し送り、掃除
- 9：30 ～ おやつ、散歩（レクリエーション）、昼食準備
- 10：00 ～ お茶
- 12：00 ～ 昼食、後片付け、だんらん
- 13：00 ～ 買い物
- 14：00 ～ 入浴または足浴
- 15：00 ～ おやつ
- 15：30 ～ 入浴または足浴、だんらん、夕食準備
- 16：30 ～ 戸締り確認
- 17：15 ～ 申し送り
- 18：00 ～ 夕食、後片付け、だんらん
- 20：00 ～ 戸締り

6. 年間行事

月	行 事	月	行 事
4月	食事会、アコーディオン慰問 お花見ドライブ	10月	収穫祭（芋煮会）、紅葉ドライブ、 避難訓練（消防署立会） アコーディオン慰問
5月	しょうぶ湯、母の日、 読み聞かせ慰問、いちご狩り	11月	読み聞かせ慰問、新そば会
6月	他施設交流会、あやめ祭り 新緑ドライブ、アコーディオン慰問	12月	冬至ゆず風呂、クリスマス会、餅つき アコーディオン慰問
7月	しょうぶ苑夏祭り、七夕飾りつけ 読み聞かせ慰問、お田植え祭り	1月	初詣、読み聞かせ慰問、初市、歳の神、 新年会、団子さし
8月	坂下夏祭り見学、 アコーディオン慰問	2月	節分豆まき アコーディオン慰問
9月	敬老会、食事会、読み聞かせ慰問 お月見大会、秋祭り太鼓台見学	3月	読み聞かせ慰問、ひなまつり

〔グループホーム西会津しょうぶ苑 桐〕

1. 事業の目的

グループホーム西会津しょうぶ苑桐は、認知症のため自宅で生活が困難な高齢者に家庭的な環境のもとで適切な介護や介助をしながら、食事の準備、清掃及び洗濯等の家事を職員と一緒に共同で行うことにより、認知症の進行をできるだけ穏やかにすることを目的とする。

2. 対象者

介護保険の要支援2、または要介護度が1以上・認知症の認定がある65歳以上で、認知症に伴う著しい精神障害や行動がなく、概ね身の自立ができており、少人数による日常生活を営むことに支障のない方

3. 重点目標

- (1) 職員同士のチームワークを持ち、利用者様の気持ちに添えていけるよう関わりを持つ。また職員全員で意見を出し合い、問題解決できるよう声を掛け合っていく。
- (2) 利用者様が心から笑顔で楽しく生活できるよう、職員一同、利用者様を尊重し、一人の人生の先輩であると、関わり方に気をつけて寄り添っていく。

(3) 利用者様と職員間の距離が近すぎると、“ケア”ではなく人間論・感情論になりやすい。また、遠すぎると、なじみの関係が築けないことになる。従って、適度な距離感が保てるよう努める。

(4) 市町村や他の事業所、地域の方へ西会津しょうぶ苑桐の様子を今まで以上に知っていただく為、広報や行事等への参加を呼びかけ、より地域に密着していけるよう取り組んでいく。

4. 市町村等との連携・調整の充実

市町村や協力医院等との連携により利用の促進を図る。

5. 事業内容 1日の流れ（おおよその目安）

- 6：00 ～ 起床、洗面、着替え
- 7：00 ～ 朝食、後片付け
- 8：30 ～ 申し送り
- 9：00 ～ 掃除、体操、散歩
- 10：00 ～ おやつ、買い物、昼食準備
- 12：00 ～ 昼食、後片付け、だんらん
- 15：00 ～ おやつ、洗濯物たたみ、レクリエーション、入浴
- 16：00 ～ 夕食準備、入浴
- 18：00 ～ 夕食、後片付け、だんらん
- 19：00 ～ 入浴
- 20：00 ～ 戸締り

6. 年間行事

月	行 事	月	行 事
4月	お花見ドライブ	10月	お月見団子作り、紅葉ドライブ
5月	しょうぶ湯、母の日特別メニュー、 新緑ドライブ	11月	ドライブ、たこ焼きパーティー
6月	父の日特別メニュー、わたあめ作り、 ドライブ	12月	クリスマス会&忘年会、 冬至（冬至かぼちゃ）、鏡餅作り
7月	しょうぶ苑夏祭り見学 七夕会（飾り付け等）	1月	新年会、団子さし、七草粥
8月	花火大会（苑敷地内）	2月	節分（豆まき）
9月	敬老会、野沢まつり見学	3月	ひな祭り会

※2ヶ月に1回、運営推進会議開催

※1ヶ月に1回、避難訓練実施

※季節を感じる事の出来る行事を企画し、地域の行事に参加していく。

[グループホーム西会津しょうぶ苑 おとめゆり]

1. 事業の目的

グループホーム西会津しょうぶ苑おとめゆりは、認知症のため自宅で生活が困難な高齢者に家庭的な環境のもとで適切な介護や介助をしながら、食事の準備、清掃及び洗濯等の家事を職員と一緒に共同で行うことにより、認知症の進行をできるだけ穏やかにすることを目的とする。

2. 対象者

介護保険の要支援2、または要介護度が1以上・認知症の認定がある65歳以上で、認知症に伴う著しい精神障害や行動がなく、概ね身の自立ができており、少人数による日常生活を営むことに支障のない方

3. 重点目標

- (1) 職員同士のチームワークを持ち、利用者様の気持ちに伝えていけるよう関わりを持つ。また職員全員で意見を出し合い、問題解決できるよう声を掛け合っていく。
- (2) 利用者様が心から笑顔で楽しく生活できるよう、職員一同、利用者様を尊重し、一人の人生の先輩であると、関わり方に気をつけて寄り添っていく。
- (3) 利用者様と職員間の距離が近すぎると、“ケア”ではなく人間論・感情論になりやすい。また、遠すぎると、なじみの関係が築けないことになる。従って、適度な距離感が保てるよう努める。
- (4) 市町村や他の事業所、地域の方へ西会津しょうぶ苑おとめゆりの様子を今まで以上に知っていただく為、広報や行事等への参加を呼びかけ、より地域に密着していきけるよう取り組んでいく。

4. 市町村等との連携・調整の充実

市町村及び町内包括支援センター、居宅事業所や協力医院等との連携により利用の促進を図る。

5. 事業内容 1日の流れ（おおよその目安）

- 6：00 ～ 起床、洗面、着替え
- 7：00 ～ 朝食、後片付け
- 8：30 ～ 申し送り
- 9：00 ～ 掃除、体操、散歩
- 10：00 ～ おやつ、買い物、昼食準備
- 12：00 ～ 昼食、後片付け、だんらん
- 15：00 ～ おやつ、洗濯物たたみ、レクリエーション、入浴
- 16：00 ～ 夕食準備、入浴
- 18：00 ～ 夕食、後片付け、だんらん
- 20：00 ～ 戸締り

6. 年間行事

月	行 事	月	行 事
4月	お花見ドライブ	10月	お月見
5月	端午の節句、母の日、鯉のぼり見学	11月	紅葉ドライブ
6月	大山まつり見学、父の日	12月	クリスマス、年越し
7月	七夕、納涼会	1月	初詣、書初め、団子さし
8月	ひまわりドライブ、花火大会（苑内）	2月	節分（豆まき、恵方巻）
9月	彼岸、敬老の日	3月	ひな祭り、彼岸

※2ヶ月に1回、運営推進会議開催

※1ヶ月に1回、避難訓練実施

※季節を感じる事の出来る行事を企画し、地域の行事に参加していく。

V 指定小規模多機能型居宅介護事業計画

〔小規模多機能型居宅介護事業所やわらぎ〕

【事業目的】

利用者が居宅において、可能な限りその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供するとともに、必要な日常生活上の援助及びアクティビティを行うことや、地域性を十分に活用することにより、社会的孤立感の解消や身体機能の維持向上を図ると共にその家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

【運営方針】

利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援する。

【重点目標】

1. 適切な居宅計画の作成とサービス提供

- (1) 利用者の心身の状況やニーズに応じた居宅介護計画を作成し、充実したサービスを提供する。
- (2) 日々の関わりを通し、利用者が自分の精神、身体の状況や生活環境等の変化を受け入れ、誇りや意欲を損なわないように支援する。
- (3) 笑顔を絶やさず、利用者様に寄り添っていけるような介護の提供に努める。

2. なじみの環境と地域交流

- (1) 利用者とのなじみの関係を作り、居心地の良い環境、過ごしやすい環境作りに努め、また、仕事の分担・役割をもっていただき、認知症の進行防止を図る。
- (2) 地域（社会）とのつながりが途切れることがないように、地域交流に取り組んでいく。その一環として地域住民の方に理解をいただく為の認知症カフェを開催し、認知症高齢者について理解や親交を深める。

3. 利用者の人権尊重と安全確保

- (1) 利用者のプライバシーを確保し自己決定を尊重する。
- (2) 利用者の歩行時・入浴時での転倒防止のため見守りを強化するなど、非常時の各種対応マニュアルを整備し、事故防止に努める。
- (3) 行事の参加は、事前準備として計画や下見を行い、事故や利用者様に迷惑がかからないように行う。

4. 職員の資質の向上

- (1) より良い介護・介助の在り方や利用者への対応などについての研修に参加し、資質の向上に努める。
- (2) 職員一人ひとりがそれぞれの役割、専門性、持ち味を活かしながら、各自責任を持ち、お互いを認め、尊重し、力を合わせてより質の高いサービスを提供するよう努める。

5. 介護者に対する支援

家族を対象にした介護相談業務の内容充実を図る。

6. 市町村等との連携・調整の充実

市町村や協力病院等との連携により利用の促進を図る。

【事業内容】

1. 業務内容

(1) 通いサービス

- ①健康チェック…………… 利用者の健康をチェックする。検温、血圧測定、体調確認等。
- ②入浴サービス…………… 安全で快適な入浴サービスの提供
- ③食事サービス…………… 利用者に適した食事を（栄養バランスを考え、旬のものを取り入れ、食べやすく調理し）提供する。
- ④介護サービス…………… 毎日の生活の中に必要と思われる介護サービスを提供
- ⑤送迎サービス…………… 車で自宅まで送迎。家族とのコミュニケーションに配慮するとともに、利用者の生活動作に考慮し、車椅子の配備、車種の割り振りを配慮する。
- ⑥季節行事の開催…………… 季節ごとの行事を取り入れる。
- ⑦アクティビティサービス…………… 創作活動、手作業、園芸、集団レクリエーション、音楽体操、調理、慰問等

(2) 訪問サービス

- ・利用者の自宅を訪問し、食事や入浴、排泄等の介護サービスを提供します。

(3) 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、排泄等の介護サービスを提供します。

2. 営業日及び営業時間

(1) 営業日 年中無休

(2) 営業時間

通いサービス	8時30分～17時30分
訪問サービス	随時
宿泊サービス	17時30分～8時30分

3. 登録定員…… 24名

- ・通いサービス 定員 12名
- ・宿泊サービス 定員 7名

4. 日課表 (通年)

時間帯	内容
6:00 ~	起床 洗面、更衣 (泊まり利用者)
7:00 ~	朝食 (泊まり利用者)
8:00 ~	送迎車出発 (通い利用者)
8:30 ~	訪問 (随時対応)
9:30 ~	入所・健康チェック
10:00 ~	談話 (おやつ、好きな飲み物提供)、入浴
12:00 ~	昼食
12:45 ~	午睡
14:00 ~	レクリエーション、余暇活動、所外活動、入浴
15:00 ~	談話 (おやつ、好きな飲み物提供)
16:00 ~	退所・送迎車出発 (通い利用者) 随時対応
17:30 ~	夕食
19:00 ~	自由時間
20:00 ~	口腔ケア、更衣
21:00 ~	就寝

5. 年間プログラム

(1) 誕生会…………… 誕生日により近い日を実施日とする。

(2) 行 事

月	行事	ボランティア	地域
4月	お花見ドライブ、花植え 市内ドライブ	アコーディオン	「花の会」除草 一斉清掃、総会
5月	端午の節句（菖蒲湯） 鯉のぼり見学、お菓子作り 菜の花鑑賞ドライブ やわらぎ茶屋	マジック愛好会慰問	
6月	花菖蒲見学 ひめさゆり鑑賞ドライブ バラ園見学	アコーディオン いずみ幼稚園	「花の会」花植え
7月	慶徳お田植え祭り レトロ横丁、お菓子作り しょうぶ苑夏祭り見学 やわらぎ茶屋	地域の方の踊り慰問	
8月	諏訪神社祭礼見学 太鼓台見学 慶徳デイ夏祭り見学 向日葵鑑賞ドライブ	アコーディオン	夏祭り
9月	敬老会、消防立会い避難訓練 コスモス鑑賞ドライブ お菓子作り、やわらぎ茶屋	さゆり会慰問	
10月	十五夜お月見 芋煮会、紅葉ドライブ	アコーディオン やわらぎ茶屋	作品展
11月	長床いちょうの木見学 市民活動フェスティバル参加 お菓子作り、やわらぎ茶屋		「花の会」球根植え付け 一斉清掃 松山町公民館祭り
12月	クリスマス会、もちつき 冬至（ゆず湯）	アコーディオン	忘年会
1月	団子さし、七草粥、新年会、 お菓子作り、やわらぎ茶屋		新年会
2月	節分（豆まき）	アコーディオン やわらぎ茶屋	松山町カラオケ大会
3月	ひな祭り、お菓子作り 夜間想定避難訓練 やわらぎ茶屋	カラオケミニコンサート	総会

※避難訓練は、毎月実施

〔小規模多機能型居宅介護事業所西会津しょうぶ苑〕

【事業目的】

利用者が居宅において、可能な限りその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供するとともに、必要な日常生活上の援助及びアクティビティを行うことや、地域性を十分に活用することにより、社会的孤立感の解消や身体機能の維持向上を図ると共にその家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

【運営方針】

利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援する。

【重点目標】

1. 適切な居宅計画の作成とサービス提供

- (1) 利用者の心身の状況やニーズに応じた居宅介護計画を作成し、充実したサービスを提供する。
- (2) 日々の関わりを通し、利用者が自分の精神、身体の状況や生活環境等の変化を受け入れ、誇りや意欲を損なわないように支援する。
- (3) 事業所の理念であるつながりを大事にし、利用者様に笑顔で寄り添い、安全・安心に利用していただけるような介護を提供していく。

2. なじみの環境と地域交流

- (1) 利用者とのなじみの関係を作り、居心地の良い環境、過ごしやすい環境作りに努め、認知症の進行防止を図る。
- (2) 地域（社会）とのつながりが途切れることがないように、地域住民の方の理解をいただき、地域交流に取り組んでいく。

3. 利用者の人権尊重と安全確保

- (1) 利用者のプライバシーを確保し自己決定を尊重する。
- (2) 利用者の歩行時・入浴時での転倒防止のため見守りを強化するなど、非常時の各種対応マニュアルを整備し、事故防止に努める。

4. 職員の資質の向上

- (1) より良い介護・介助の在り方や利用者への対応などについての研修に参加し、資質の向上に努める。

(2) 職員一人ひとりがそれぞれの役割、専門性、持ち味を活かしながら、各自責任を持ち、お互いを認め、尊重し、力を合わせてより質の高いサービスを提供するよう努める。

5. 介護者に対する支援

家族を対象にした介護相談業務の内容充実を図る。

6. 市町村等との連携・調整の充実

市町村や協力病院等との連携により利用の促進を図る。

【事業内容】

1. 業務内容

(1) 通いサービス

- ①健康チェック…………… 利用者の健康をチェックする。検温、血圧測定等
- ②入浴サービス…………… 安全で快適な入浴サービスの提供
- ③食事サービス…………… 利用者に適した食事を（栄養バランスを考え、旬のものを取り入れ、食べやすく調理し）供与する。
- ④介護サービス…………… 毎日の生活の中に必要と思われる介護サービスを提供
- ⑤送迎サービス…………… 車で自宅まで送迎。家族とのコミュニケーションに配慮するとともに、利用者の生活動作に考慮し、車椅子の配備、車種の割り振りを配慮する。
- ⑥季節行事の開催…………… 季節ごとの行事を取り入れる。
- ⑦アクティビティサービス…………… 創作活動、手作業、園芸、集団レクリエーション、音楽体操、調理、慰問等

(2) 訪問サービス

・利用者の自宅を訪問し、食事や入浴、排泄等の介護サービスを提供します。

(3) 宿泊サービス

・事業所に宿泊していただき、食事、排泄等の介護サービスを提供します。

2. 営業日及び営業時間

(1) 営業日 年中無休

(2) 営業時間

通いサービス	8時30分～17時30分
訪問サービス	随時
宿泊サービス	17時30分～8時30分

3. 登録定員…… 25名
- ・通いサービス 定員15名
 - ・宿泊サービス 定員 9名

4. 年間行事

月	行事内容	月	行事内容
4月	お花見ドライブ、町内散策	10月	お花見団子作り
5月	お花見ドライブ、町内散策		紅葉ドライブ
6月	大山祭り・そば会食、町内散策 語りべ慰問	11月	歌謡ショー慰問 町内散策
7月	七夕見学・ラーメン会食、 町内散策、歌謡ショー慰問	12月	たこ焼きパーティー 慰問（老人会）、
8月	夏祭り・花火大会 定食会、町内散策	1月	クリスマスパーティー 団子さし
9月	野沢祭り、町内散策 敬老会	2月	節分、バレンタイン、雪国祭り
		3月	ひな祭り、歌謡ショー慰問

VI 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業計画 〔特別養護老人ホームいちょうの木〕

【運営方針】

利用者様のニーズに合ったサービスを提供し、地域との連携を強化する中で、安心していただける満足度の高い施設サービス拠点を目指す。

また、職員の人材育成や定着化を強化し地域に認められる施設運営に努める。

1. 利用者個人に合ったサービス計画をもとに、利用者・家族に安心していただけるサービス提供をチームケアにて取り組む。
2. 地域の要介護者の在宅介護に関する要望に合わせ、利用者様やご家族・関係機関などの情報をもとに、在宅での生活状況などを踏まえた介護サービスの提供に努める。
3. 金銭管理・事務的な処理を適正に行い、利用者・家族からの信頼を損なわないように努める。
4. 地域の基幹施設として、医療機関との連携、災害時の対応、地域住民ボランティア、学生や研修生などに実習の場を提供することで、身近な地域貢献や福祉の啓蒙活動などに取り組む。

【各部重点目標】

《生活相談》

1. 質の高いサービス機能の再構築と充実

- (1) 職員の資質向上を目指した積極的な研修への参加と各部署の連携強化、円滑なサービス提供に努める。
- (2) 各部署と連携をしながら、アセスメント・プランニングの充実を図り、家族の意向を踏まえた利用者本位の介護サービス計画の作成・実施・継続に努める。
- (3) 個人の尊厳を基本とした、質の高い・満足度を追求したサービスの提供に努める。
- (4) ボランティア、行事訪問者、研修生の受け入れ、地域との連携を図りながら協力・交流を行い、利用者様の希望に応じた行事・企画を立案し実施する。
- (5) 入所申し込みの受付及び入所検討委員会により、明確な入所優先順位を定め、当施設の入所に係る規程を基にした入所の実施に努める。

2. 入所者の人権擁護と代弁者としての役割向上

- (1) 高齢者虐待防止法の遵守と身体拘束を廃止し、安全確保の徹底、人権意識の高揚と普及活動に努める。
- (2) 預かり金規程に基づく預かり金品の適切な処理を行う。
- (3) 苦情処理委員会の機能を生かした、迅速かつ誠実な対応を行う。
- (4) 成年後見制度、オンブズマン機能の研修研鑽に努める。

3. ショートステイの円滑な運営

- (1) ご利用者様、ご家族のニーズ、ご希望に寄り添ったサービスの提供に努め更なる質の向上に努める。
- (2) ご利用者様、ご家族、居宅介護支援事業所等との連絡を密にし、円滑なサービスの提供に努める。
- (3) 地域密着型施設の利点を生かした取組みを見出し、ご本人・ご家族が安全で安心できる施設を目指す。

《介護》

利用者の皆様が安心して快適に生活して頂けるような環境づくりを目指します。

そのために、いつでも

- ① 皆が明るい笑顔の介護
- ② 心一つにやさしい介護
- ③ 誰もが安心できる介護

を心がけます。

1. 介護サービス計画提供体制の確立と利用者の生活の質の向上

- (1) 計画作成の研修と個々の生活上の解決すべき課題（ニーズ）の理解促進に努める。
- (2) 解決すべき課題に対応したサービスの提供と介護技術の向上に努める。
- (3) 提供したサービスの評価・確認の実施と、研修等による担当職員の機能の強化を図る。
- (4) 利用者様とボランティアの交流を促進する開かれた施設サービスの提供を図る。

2. 快適な生活環境づくりのための行事の提供

- ◇ 理容店..... ご要望があれば随時行います。
- ◇ 移動売店..... 第4木曜日

3. 居室、苑内環境の保全と衛生面への配慮

- ◇ リネン交換..... 毎日 ※各居室、週1回のペースで行います。

4. 快適な生活環境を提供させて頂く為の職員の取り組み

- (1) 優しく、温かく、親切な介護を心がけ、その人らしい生活を支援する。
 - ◇ 利用者様の好み、生活歴、生活リズム、習慣を把握する。
 - ◇ 利用者様には常に笑顔で接する。
- (2) 利用者様に安心、安全、満足を感じて頂けるように、職員一人ひとりの介護技術の向上に努める。
 - ◇ 資格取得等、職員が目的意識を持って、勉強会を行い、知識・技術の向上をはかる。
 - ◇ 内部研修の実施、外部研修への参加等、職員の資質の向上に努める。

5. ユニットケアの実施

利用者一人ひとりの個性を尊重する為、居室（個室）を10人程度のグループに分け、それぞれを一つのユニット（生活単位）とし、24時間シートを作成しそのユニットごとに食事や入浴、施設内の行事等の日常生活を送り、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活を共に送りながら、個別にケア（介護）することを目的としています。

6. ユニットケアの主な利点

《個人空間の確保》

ユニット内の居室はすべて個室です。愛用の日用品を飾る等の自由な演出が可能です。個性的でプライバシーが確保された生活空間が確保できます。

《準個人的空間とストレス減少効果》

個人の生活空間と、他の利用者様と食事を共にするリビングスペース両方があることにより、自然な雰囲気の中で、他の利用者様との友好的人間関係を築くことができます。

7. ユニット型ショートステイの実施

◇詳細なケア情報及びケアプランの共有化と家族介護者・担当ケアマネージャーとの連携によるサービスの提供。ユニット型の特性を活かした個別ケアの提供

8. 業務内容及び推進上の努力点

(1) 入浴 … 利用者様の身体の状況、ご要望に合わせ機械浴・個浴（家庭浴槽）・家族風呂をお選びいただき安心・安全な入浴時間の提供を心がけ対応します。

《個浴》

マンツーマンのケアを原則とし、ゆったりと入浴を楽しんでいただけるよう配慮すると共に利用者様の残存機能を十分に活かす入浴方法です。

《機械浴》

利用者様の身体状況に合わせた入浴用ストレッチャーを活用し、安全に入浴を楽しんでいただけます。

《家族風呂》

なじみの利用者様同士と一緒に入浴を楽しんでいただく空間として活用し、中庭を眺めながらゆったりとした入浴時間を提供できます。

(2) 排泄 … 一人ひとりの排泄パターンを把握することを努力し、状態に合った介助方法やオムツ類の選定を研究する。

(3) 食事 … 季節に合わせた食事を行事食や選択食を取り入れながら提供し、《食事を楽しんでいただく》ことを心がけ、ゆっくりとした時間にする。

(4) クラブ・レク活動

生活リハビリを通して個々の残存機能の維持向上に努める。また、生活の場として施設内でも「生きがい・やりがい」を見出せるように、クラブ活動や施設外活動を実施していく。

◇ 物づくりクラブ…………… 第3金曜日 14:00～

◇ 料理クラブ…………… 第4金曜日 14:00～

(5) 年間行事計画

4月 ～ お花見ドライブ

5・6月 ～ 所外活動

7・8月 ～ 季節にあった行事

9月 ～ 敬老会

10月 ～ 収穫祭

11月 ～ そば会

1月 ～ 新年会・だんごさし

2月 ～ 節分

★その他季節に合った行事を随時行っていきます。

《 看 護 》

1. 高齢衰弱化した利用者様の健康管理の徹底

- (1) 施設内環境衛生充実への取り組み
- (2) 他職種との連携、チームワークによる看護の充実
- (3) 医療機関との連携を図り、健康維持に努める
- (4) 利用者様への精神的アプローチ
- (5) 骨折予防対策
- (6) 認知症への理解を深める

2. インフルエンザ、感染予防対策の徹底

- (1) 室内空間の温度・湿度管理
- (2) うがい・手洗い等、個人衛生の徹底
- (3) 外部からの持込予防対策

3. 高齢者結核予防の徹底

- (1) 入所時健診及び定期健康診断の励行
- (2) 状態の観察及び早期受診による、早期発見と感染、拡大防止対策
- (3) 医療、介護機器の衛生的使用

4. 職員に対する保健生活指導

- (1) 定期的健康診断の実施
- (2) 腰痛予防の指導
- (3) 感染性疾患予防の指導・・・感染予防委員会の設置（苑内研修会実施）
- (4) 職員の健康維持への意識が高まるよう、指導、教育を継続して行う

5. 利用者様の全身状態観察及び皮膚の観察（入浴時）

6. 医療的ケア実施にあたり、技術指導の継続・定期的な手技確認

7. 研修会参加等による職員意識の向上

8. 年間計画

時 期	内 容
4 月	職員健康診断
5 月	入所者健康診断・職員腰痛検査
6 月	食中毒予防（手洗い研修）・たん吸引等手技確認
7 月	熱中症予防と対策
8 月	熱中症予防と対策
9 月	熱中症予防と対策

10月	職員健康診断
11月	入所者・職員インフルエンザ予防接種、ノロウイルス吐物処理研修
12月	たん吸引等手技確認
1月	感染症予防対策
2月	感染症予防対策
3月	感染症予防対策
毎日	口腔ケア
毎月	体重測定
年間	感染防止対策委員会の開催（年4回） 褥瘡予防対策委員会の開催（年12回） 医療的ケア委員会の開催（年2回）

《 栄 養 》

1. 『食』とは生きていくために不可欠なもの、生きるために食べる、『食』への感謝の気持ち、食べる喜び、食べる楽しみ、しいては生きる喜びを味わっていただく。
2. 利用者様がいつも元気でいられるように、常に利用者様の変化に気を配り、利用者様のニーズに合った食事作りをする。
3. 機能回復、残存機能の維持に努める。咀嚼、嚥下障害に対応した食事作りをする。
4. 非常災害時は、速やかに食事提供が出来るようにする。
5. 行事食を通じ、季節を感じていただく。また、選べる楽しみ（セレクトメニュー）、普段と違う雰囲気（お弁当メニュー）も味わっていただく。

◎行事食

月	日	曜	内 容	月	日	曜	内 容
4	4月中		嗜好調査	11	3	金	文化の日
	29	土	昭和の日お弁当		16	木	セレクトメニュー
5	5	金	端午の節句		12	23	木
	14	日	母の日お弁当	22		金	冬至
6	8	木	セレクトメニュー	1	25	月	クリスマスバイキング
	18	日	父の日お弁当		1	月	おせち料理
7	7	金	七夕バイキング	1	7	日	七草粥
	25	火	土用の丑の日		13	土	新年会
8	13	日	お盆メニュー	2	3	土	節分
	24	木	セレクトメニュー		11	日	建国記念日 お弁当
9	第3週目		敬老会のお弁当		3	14	水
	23	土	秋分の日	3		土	ひな祭りバイキング
	4	水	十五夜おやつ	21		水	春分の日 お弁当
10	7	土	収穫祭				
	19	木	秋の行楽弁当				

6. 平成29年度いちょうの木食事摂取基準は、厚生労働省公表の基準を基に作成、使用する。「日本人の食事摂取基準」（2015年版）使用期間：平成27年～平成32年の5年間

【栄養指導】

* 健康管理の為の栄養指導内容を提示し利用者様、ご家族様を対象に栄養指導を行う。
(発行月：4月、10月)

【お誕生日メニュー】

* お誕生日当日、本人の要望を取り入れたメニューを実施

【給食委員会】

* 毎月第2月曜日に実施

VII 東町のびやか保育園、東町さつき保育園、ひめさゆり保育園、塩川のびやか保育園

事業計画

【設立理念】

児童福祉サービス拡充と質の向上を図り、子育てする若い親が安心して働くことができ、母親が育児不安を感じないように支援し、心身ともに健全な乳幼児を育てる。

《職員心得》

職員は常に自己研鑽を図り、各種研修会にも積極的に参加して、地域住民から信頼され、働く親が安心して預けられる施設を目指していきます。

【保育理念】

～ひとりひとりを大切に～

子どもの存在をしっかりと見つめ、急いで育てず信じて待つてあげる。すべてを包み込んでくれる人、ゆっくり流れる時間。子どもと子どもを取り巻くすべての方へ、あたたかい陽だまりの居場所を・・・

【保育方針】

頭も体も使える子どもに

【保育目標】

- ◎ よくあそべる子ども
- ◎ 自分のしてほしいこと、考えたこと、思っていることを言える子ども
- ◎ 仲間と力を合わせることを大切にする子ども

【運営方針】

Ⅶ-1 東町のびやか保育園

市の中心に位置する大規模保育園です。保育室は南向きでやわらかな光が差し込みます。

園庭は、緑が豊かで静かな環境の中にあります。家庭的な雰囲気の中で、あそびを通して子ども一人ひとりの発達を見守り、個性を大切に自立することを援助していきます。

☆子どもたち一人ひとりの仲間関係・運動の喜び・思考と創造性の発達を援助し、遊び・生活・学びのすべてにおいて、子ども自身が自立していける喜びの基礎を作ります。

☆子育て支援センター、一時預かり保育、病後児保育と地域に根ざした子育て支援事業を展開しています。

☆食事・おやつは安全な食材で手作りを基本にしています。旬の食材を使い、四季を感じ、食文化を伝えます。

Ⅶ-2 東町さつき保育園

☆小人数で家庭的な雰囲気の中、あそびを通して子ども一人ひとりの発達を見守り、援助していきます。

☆四季折々の草花や木々に囲まれた園庭遊び・散歩を行い、自然に親しみます。

☆食事・おやつは安全な食材で手作りを基本にしています。旬の食材を使い、四季を感じ、食文化を伝えます。

Ⅶ-3 ひめさゆり保育園

☆ひめさゆり保育園には・・・

家庭的な雰囲気の中で、しっかりと子どもを受け止め、寄り添い、人に対する信頼感を育みながら、子どもが自分らしさを十分に発揮して仲間と過ごせる環境があります。

地域の人々やたくさんの自然に囲まれ、四季折々の季節を感じながら、十分に体を使って遊び、心も体も育つ環境があります。

そういった保育環境の中で、養護と教育が一体となった保育が行われています。

☆食育と給食

食器は瀬戸物や漆碗を使用し、食材は旬のものを取り入れ、手作りを基本に提供していきます。そしゃく力を強め、骨を丈夫にし、成長発達と健康増進に努めます。

身体によい食べ物を選ぶ力、料理に関心を持つこと、自分で自分の健康を守る力の基礎を培います。

Ⅶ-4 塩川のびやか保育園

広々とした園舎・園庭・グランドのある保育園です。緑豊かな園庭に囲まれ、保育室は南向きで、明るい日差しとさわやかな風が入ります。屋内砂場があり、季節・天候を問わず砂あそびが楽しめます。

☆ゆったりとした日課

☆自然に親しむ（散歩・園外保育を通して、季節の変化や虫・小動物に親しむ）

☆様々な体験（音楽あそび・体育あそび・描画・造形・絵本等）

☆地域の人とのふれあい（世代間の交流）

☆食事・おやつ（安全な食材で手作りを基本にし、旬の食材を使い、四季を感じ、食文化を伝える）

【事業内容】

すべての子どもと子育て家庭を応援する特別保育事業に積極的に取り組む。

1. 延長保育促進事業（東町のびやか保育園・ひめさゆり保育園・塩川のびやか保育園）
午前7時～午後7時までの12時間保育の実施
2. 地域子育て支援拠点事業（東町のびやか保育園・塩川のびやか保育園）
 - （1）子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
 - （2）子育て等に関する相談・援助の実施
 - （3）地域の子育て関連情報の提供
 - （4）子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
3. 一時預かり事業（東町のびやか保育園・塩川のびやか保育園）
パート労働、母親の通院・出産、育児不安の解消などの理由で利用できる。
家庭での育児が困難な場合、仕事、冠婚葬祭などの理由から利用できる。
4. 保育所地域活動事業
世代間交流事業……… 老人施設等への訪問や、畑づくり、祭りなどを通じて世代間のふれあい活動を行う。
5. 病後児保育（東町のびやか保育園）
病気回復期のこども（0歳～小学3年生）を対象に預かる。（申請書に医師の指示、署名が必要）
6. 障がい児保育事業（全園）

Ⅷ 指定障害福祉サービス事業計画

[障がい福祉サービス事業所 Mamiya つどいの家]

【基本方針】

- (1) 障害者総合支援法及びノーマライゼーションの理念に基づき一人ひとりを尊重し、生命の安全と安定した環境保持に努め、地域社会に開かれた施設を目指す。
- (2) 「職員倫理規定」に基づく行動指針により、より良い支援を目指す。

【事業内容】

(1) 業務内容

○生活介護

- ・介護を必要とする知的・精神・身体障がい者の方に、入浴、排泄、食事等の介護や生活活動の機会を提供する。
- ・レクリエーション活動や軽運動（体操、散歩等）、軽作業等のお世話をします。
- ・個々の障がいの程度にかかわらず、施設内支援にとどまることなく、外出支援や地域との交流をはかり生活の幅を広げる。
- ・障がいが高くとも、次のサービスにつながるような視点を持ち、日々変化していけるような支援を行う。

※障害程度区分3以上、50歳以上は区分2以上の方が対象。

(2) 利用定員 生活介護 20名 / 1日

(3) 利用対象者 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者

(4) 支援内容

①生活介護

- ア 入浴・排せつ及び食事の介護等、創作的活動又は生産活動の機会の提供
- イ 常時介護を要するものにつき、主として昼間において入浴・排せつ及び食事等の介護・調理・洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言
- ウ その他の必要な日常生活上の支援・創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要な援助

②支援内容に応じた個別支援とグループ支援

③余暇としてのレクリエーション活動

(5) 利用者様への援助

- ①ご本人様の状況や個々の障がいの特性に配慮し、意向や想いを尊重しながら、日々安心・安全な生活が出来るように努める。

②個別支援計画により、個々の目標や特性に応じたカリキュラムを作成することにより、心身の安定化や具体的目標への到達を図る。

③画一化したカリキュラムにとどまらず、応用できる日課として、利用者様の過ごしやすい環境整備に努める。

(6) 営業日・タイムテーブル

・営業日 月曜日～金曜日 ・休業日 土曜日、日曜日、年末年始

* 平日の祝・祭日は通常営業する。

・タイムテーブル

挨拶・体操	9:30	～
活動時間(入浴等含む)	10:00	～ 11:30
昼食・休憩等	11:30	～ 13:30
活動時間(レクリエーション)	13:30	～ 14:40
後片付け・掃除	14:40	～ 15:00
帰宅	15:30	

※ 尚、冬季期間(11月1日～翌年3月31日)は帰宅時間を15:00とする。

(7) 行事

①年間行事 利用者様の希望や特性・状況に応じて計画・立案・実施する。

月	内 容	月	内 容
4月	お楽しみ会	10月	ハロウィン
5月	紙相撲大会	11月	音楽会
6月	音楽会	12月	クリスマス&忘年会
7月	七夕会	1月	新年会
8月	夏祭り	2月	節分会
9月	日帰り旅行	3月	年度振り返りお楽しみ会

利用者様と相談する機会を作り、個々の意見や意向を反映させた日中活動やレクリエーション参加等を行う。

※月担当者が、立案(起案書作成)、結果報告(報告書作成)を行う。

実際の実施については、全体で行うこととする。

※月間予定表についても当月担当者が作成する。

②アート活動(日中活動等)

利用者の楽しみや自己表現の場とし、発表の機会を検討する。

手先や脳機能の維持・回復のためのリハビリとして行う。

日中活動について

※活動内容を限定しないで、それぞれの利用者が取り組める内容を検討する。

※絵画、手工芸（粘土細工、折り紙、切絵、ふきん縫い）、音楽（ピアノ等）、塗り絵（カレンダー他）、貼り絵、パズル、習字、各種ゲーム、軽度リハビリ、基礎体力維持運動、室内散歩、軽運動（バランスボウル等）、玩具による遊び等

【支援方法と検討について】

（1）ケア会議の開催

ケア会議実施により、利用者様ひとりひとりの状況や障がい特性等の情報を把握し個別支援計画の周知と実施方法の共有化を図る。

ケア会議の開催は利用開始時と見直し時及び利用終了時とするが、支援において緊急性があると認められる場合には随時開催する。

（2）外部事業所との連携

外部事業所とのケア会議が必要な場合は随時参加及び開催する。

（3）内部自己評価(年1回)を実施して、支援内容の充実化と適正化を図る。

【防災計画】

防災計画を作成するとともに避難訓練等を実施する。

【緊急時における対応方法・事故発生時の対応方法・非常災害対策について】

重要事項説明書に基づき、必要な対応を実施する。

【権利擁護の推進】

「障がい者虐待防止」を遵守し、虐待・体罰・いじめ・差別などの人権侵害行為を行わないこととし、利用者様の人権を守る支援を行う。

【個人情報の適切な取扱い】

「個人情報の取り扱いに関する事項」を遵守し、個人情報に関わる管理・ご本人様からの開示等の手続き・第三者提供取扱い・苦情発生時の対応など具体的に提示されている内容に則した支援を行う。

【運営管理】

（1）運営管理を遂行するために、別紙「運営規定」を定める。

（2）職員会議

利用者様の状況、行事や支援内容の検討・確認・結果報告等を行う。

（3）障害福祉サービス費の請求手続き

障害者総合支援の障がい福祉サービスにかかる訓練支援費給付については、全国共通の支払いシステムによるインターフェース仕様書に規定する事項に従って、請求にかかる情報を作成して、福島県国民健康保健団体連合会に対して、インターネットを経由して請求する。

(4) 職員健康管理

職員は毎年1回定期的に健康診断を実施する。

(5) 職員研修

- ①事業所の適正な運営を図るため職員の資質の向上に努め、系統的・効果的な研修を実施する。
- ②職員の援助技術の高揚・充実を図るため、各種研修会へ参加する機会を設ける。
- ③外部研修内容の発表の機会を設け、職員間で検討・共有化を図る。
- ④職員の資格取得に関しては推奨するとともに便宜を図る。

〔障がい福祉サービス事業所 Mamiya プリムローズ〕

【基本方針】

- (1) 障害者総合支援法及びノーマライゼーションの理念に基づき一人ひとりを尊重し、生命の安全と安定した環境保持に努め、地域社会に開かれた施設を目指す。
- (2) 「職員倫理規定」に基づく行動指針により、より良い支援を目指す。

【事業内容】

(1) 事業概要

① 就労継続支援B型

自立した生活を送るための目標を設定し、生産活動その他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

- ・一人ひとりの特性や能力に応じた作業内容や課題を検討、提供する。
- ・作業を通して集中力や責任感を高めるとともに、働くことの意義や自信を習得できるように支援する。
- ・作業技能を会得し本人の希望や就労につながるような支援を行う。

② 自立訓練（生活訓練）

自立した生活を送るための目標を設定し、排泄・食事及び清掃等に関する日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談及び助言等必要な支援を行う。

- ・個々の日常生活に必要なスキルが身につくように、具体的な訓練内容や以降プログラムを検討して支援する。
- ・相談事業所や就労系事業所と連携して見学や体験実習を行うことにより、本人の希望や目標が達成できるように支援を行う。

- | | | |
|----------|------------|--------------------|
| (2) 利用定員 | 就労継続支援B型 | 24名／1日（エーコード定員を含む） |
| | 自立訓練（生活訓練） | 6名／1日 |

- (3) 利用対象者 就労継続支援B型 身体障がい者、知的障がい者、
精神障がい者
自立訓練（生活訓練） 知的障がい者、精神障がい者

(4) 支援内容

① 就労継続支援B型

- ア 就労に必要な知識習得及び能力向上のために必要な訓練
- イ 作業環境の整備と就労及び生産活動の機会の提供
- ウ 作業訓練を通しての就労習慣の習得

② 生活訓練（自立訓練）

- ア 排泄、食事、掃除等の身近習慣の習得や相談及び助言
- イ 金銭管理や日常生活上の問題、対人関係や社会的資源の利用についての相談及び助言
- ウ 生活訓練を通しての生活習慣の習得

③ 支援内容に応じた個別支援とグループ支援

④ 余暇としてのレクリエーション活動

(5) 利用者への援助

- ① 本人の状況や個々の障がいの特性に配慮し、意向や想いを尊重しながら、日々安心、安全な生活ができるように努める。
- ② 個別支援計画により、個々の目標や特性に応じたカリキュラムを作成することにより、心身の安定化や具体的目標への到達を図る。
- ③ 画一化したカリキュラムにとどまらず、応用できる日課として、利用者の過ごしやすい環境整備に努める。
- ④ 作業・販売を通して得た収益は、必要経費を差し引いた金額を利用者に工賃として還元する。

(6) 営業日、タイムテーブル

- ・営業日 月曜日～金曜日 休業日 土曜日、日曜日、年末年始

*平日の祝祭日は営業する。

・タイムテーブル

朝礼・体調管理、体操	9：30	～	9：40
作業訓練・生活訓練 (後片付け・手洗い等含む)	9：40	～	12：00
昼食・休憩等	12：00	～	13：00
作業訓練・生活訓練	13：00	～	14：30
後片付け・掃除等	14：30	～	15：00
帰宅	15：00	～	

*尚、冬期間（11月1日～翌年3月31日）は帰宅時間を14：30～とする。

(7) 行事

- ① 年間行事 利用者の希望や特性・状況に応じて計画・立案・実施する。

月	内 容	月	内 容
4月	お楽しみ会	10月	ハロウィンパーティ
5月	紙相撲大会	11月	音楽会
6月	音楽会	12月	クリスマス&忘年会
7月	七夕会	1月	新年会
8月	夏祭り	2月	節分会
9月	日帰り旅行	3月	年度振り返りお楽しみ会

利用者と相談する機会を作り、個々の意見や意向を反映させた日中活動やレクリエーション参加等を行う。

【支援方法の検討について】

(1) ケア会議の開催

ケア会議実施により、利用者一人ひとりの状況や障害特性等の情報を把握し個別支援計画の周知と実施方法の共有化を図る。

ケア会議の開催は利用開始時と見直し時及び利用終了時とするが、支援において緊急性があると認められる場合には随時開催する。

(2) 外部事業所との連携

外部事業所とのケア会議が必要な場合は随時参加及び開催する。

(3) 内部自己評価（年1回）を実施して、支援内容の充実化と適正化を図る。

【防災計画】

防災計画を作成するとともに避難訓練等を実施する。

【緊急時における対応方法、事故発生時の対応方法、非常災害対策について】

重要事項説明書に基づき、必要な対応を実施する。

【権利擁護の推進】

「障害者虐待防止」を遵守し、虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を行わないこととし、利用者の人権を守る支援を行う。

【個人情報の適切な取扱い】

「個人情報の取り扱いに関する事項」を遵守し、個人情報に係る管理、利用者本人等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情発生時の対応等具体的に提示されている内容に則した支援を行う。

【運営管理】

- (1) 運営管理を遂行するために、別紙「運営規定」を定める。
- (2) 職員会議
利用状況、行事や支援内容の検討・確認・結果報告等を行う。
- (3) 障害福祉サービス費の請求手続き
障害者総合支援の障がい福祉サービスにかかる訓練支援費給付については、全国共通の支払いシステムによるインターフェース仕様書に規定する事項に従って、請求にかかる情報を作成して、福島県国民健康保険団体連合会に対し、インターネットを経由して請求する。
- (4) 職員健康管理
職員は毎年1回定期的に健康診断を実施する。
- (5) 職員研修
 - ① 事業所の適正な運営を図るため職員の資質の向上に努め、系統的、効果的な研修を実施する。
 - ② 職員の援助技術の高揚、充実を図るため、各種研修会へ参加する機会を設ける。
 - ③ 外部研修内容の発表の機会を設け、職員間で検討・共有化を図る。
 - ④ 職員の資格取得に関しては推奨するとともに便宜を図る。

〔障がい福祉サービス事業所エーコード〕

(Mamiya プリムローズ従たる事業所)

【基本方針】

- (1) 障害者総合支援法及びノーマライゼーションの理念に基づき一人ひとりを尊重し、生命の安全と安定した環境保持に努め、地域社会に開かれた施設を目指す。
- (2) 「職員倫理規定」に基づく行動指針により、より良い支援を目指す。

【事業内容】

(1) 事業概要

就労継続支援B型

自立した生活を送るための目標を設定し、生産活動その他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

- ・一人ひとりの特性や能力に応じた作業内容や課題を検討、提供する。
- ・作業を通して集中力や責任感を高めるとともに、働くことの意義や自信を習得出来るように支援する。
- ・作業技能を習得し本人の希望や就労につながるような支援を行う。

(2) 利用定員 就労継続支援B型 24名 / 1日(プリムローズ定員を含む)

(3) 利用対象者 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者

(4) 支援内容

① 就労継続支援B型

ア 就労に必要な知識習得及び能力向上のために必要な訓練

イ 作業環境の整備と就労及び生産活動の機会の提供

ウ 作業訓練を通しての就労習慣の習得

② 支援内容に応じての個別支援とグループ支援

③ 余暇としてのレクリエーション活動

(5) 利用者様への援助

① ご本人様の状況や個々の障がいの特性に配慮し、意向や想いを尊重しながら、日々安心・安全な生活が出来るように努める。

② 個別支援計画により、個々の目標や特性に応じたカリキュラムを作成することにより、心身の安定化や具体的目標への到達を図る。

③ 画一化したカリキュラムにとどまらず、応用できる日課として、利用者様の過ごしやすい環境整備に努める。

④ 作業・販売を通して得た収益は、必要経費を差し引いた金額を利用者様に工賃として還元する。

(6) 営業日・タイムテーブル

・営業日 月曜日～金曜日 ・休業日 土曜日、日曜日、年末年始

* 平日の祝・祭日は通常営業する。

・タイムテーブル

朝礼・体調確認・体操 9:30 ~ 9:40

作業訓練(後片付け等含) 9:40 ~ 12:00

昼食・休憩等 12:00 ~ 13:00

作業訓練 13:00 ~ 14:30

後片付け・掃除 14:30 ~ 15:00

帰宅 15:00 ~

※尚、冬季期間(11月1日～翌年3月31日)は帰宅時間を14:30～とする。

(7) 行事

利用者様の希望や特性・状況に応じて計画・立案・実施する。

月	内 容	月	内 容
4月	お楽しみ会	10月	ハロウィンパーティ
5月	紙相撲大会	11月	音楽会
6月	音楽会	12月	クリスマス&忘年会
7月	七夕会	1月	新年会
8月	夏祭り	2月	節分会
9月	日帰り旅行	3月	年度振り返りお楽しみ会

利用者様と相談する機会を作り、個々の意見や意向を反映させた日中活動やレクリエーション参加等を行う。

【支援方法と検討について】

(1) ケア会議の開催

ケア会議実施により、利用者様ひとりひとりの状況や障がい特性等の情報を把握し個別支援計画の周知と実施方法の共有化を図る。

ケア会議の開催は利用開始時と見直し時及び利用終了時とするが、支援において緊急性があると認められる場合には随時開催する。

(2) 外部事業所との連携

外部事業所とのケア会議が必要な場合は随時参加及び開催する。

(3) 内部自己評価(年1回)を実施して、支援内容の充実化と適正化を図る。

【防災計画】

防災計画を作成するとともに避難訓練等を実施する。

【緊急時における対応方法・事故発生時の対応方法・非常災害対策について】

重要事項説明書に基づき、必要な対応を実施する。

【権利擁護の推進】

「障がい者虐待防止」を遵守し、虐待・体罰・いじめ・差別などの人権侵害行為を行わないこととし、利用者様の人権を守る支援を行う。

【個人情報の適切な取扱い】

「個人情報の取り扱いに関する事項」を遵守し、個人情報に関わる管理・ご本人様からの開示等の手続き・第三者提供取扱い・苦情発生時の対応など具体的に提示されている内容に則した支援を行う。

【運営管理】

- (1) 運営管理を遂行するために、別紙「運営規定」を定める。
- (2) 職員会議
利用者様の状況、行事や支援内容の検討・確認・結果報告等を行う。
- (3) 障害福祉サービス費の請求手続き
障害者総合支援の障がい福祉サービスにかかる訓練支援費給付については、全国共通の支払いシステムによるインターフェース仕様書に規定する事項に従って、請求にかかる情報を作成して、福島県国民健康保健団体連合会に対して、インターネットを経由して請求する。
- (4) 職員健康管理
職員は毎年1回定期的に健康診断を実施する。
- (5) 職員研修
 - ① 事業所の適正な運営を図るため職員の資質の向上に努め、系統的・効果的な研修を実施する。
 - ② 職員の援助技術の高揚・充実を図るため、各種研修会へ参加する機会を設ける。
 - ③ 外部研修内容の発表の機会を設け、職員間で検討・共有化を図る。
 - ④ 職員の資格取得に関しては推奨するとともに便宜を図る。

IX 特定相談支援事業計画

〔障がい相談支援事業所 Mamiya プリムローズ〕

【基本方針】

- (1) 障がい福祉サービス及び福祉行政の一翼を担う機関として、公正かつ中立な事業運営を行う。
- (2) 各関係機関、地域の民生委員、ボランティアなど地域福祉を支える様々な関係者と密接な連携を図り、障がい者が住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるよう、包括的なケアの実現を目指す。

【事業内容】

- (1) 事業概要
 - 指定特定相談課
相談支援事業を通し、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。
- (2) 対象利用者
障害福祉サービスまたは相談支援を利用するすべての障がい者

(3) 事業内容

障害者総合支援法に規定される「特定相談支援事業所」の業務を通じて適切に実施する。

- ①計画相談支援の提供
- ②サービス利用等計画の作成
- ③モニタリングの実施
- ④利用者負担額等の受領事務
- ⑤支援費請求事務
- ⑥利用者からの相談
- ⑦苦情処理に関する業務

(4) 営業日

月曜日～金曜日 休業日 土曜日、日曜日、年末年始

*平日の祝祭日は営業する。

【権利擁護の推進】

「障害者虐待防止」を遵守し、虐待、体罰、いじめ、差別などの陣形侵害行為を行わないこととし、利用者の人権を守る支援を行う。

【個人情報の適切な取扱い】

「個人情報の取り扱いに関する事項」を遵守し、個人情報に係る管理、利用者本人等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情発生時の対応等具体的に提示されている内容に則した支援を行う。

【運営管理】

(1) 運営管理を遂行するために、別紙「運営規定」を定める。

(2) 障害福祉サービス費の請求手続き

障害者総合支援の障がい福祉サービスにかかる訓練支援費給付については、全国共通の支払いシステムによるインターフェース仕様書に規定する事項に従って、請求にかかる情報を作成して、福島県国民健康保険団体連合会に対し、インターネットを経由して請求する。

(3) 職員健康管理

職員は毎年1回定期的に健康診断を実施する。

(4) 職員研修

- ①事業所の適正な運営を図るため職員の資質の向上に努め、系統的、効果的な研修を実施する。
- ②職員の援助技術の高揚、充実を図るため、各種研修会へ参加する機会を設ける。
- ③外部研修内容の発表の機会を設け、職員間で検討。共有化を図る。
職員の資格取得に関しては推奨するとともに便宜を図る。

X 公益販売所事業計画

[セレクトショップ&ギャラリー エーコード]

【基本方針】

- (1) 地域の住民が安心して心豊かに暮らせる社会として、ふれあいの絆の中で自らの能力を活かしながら生きがいを持って主体的に暮らし、尊厳が保持される地域社会を目指す。
- (2) 地域交流、喜多方駅前地域活性化を目指す。

【事業内容】

- (1) 事業概要
 - 授産品の販売
 - 地域交流、地域活性化の機会を提供する。(各種交流・イベント等)